

平成29年第6回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成29年12月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成29年12月12日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席議員(なし)

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄
民生部次長	時光良弘

建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 三村伸一 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(山吹) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第6回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（山吹） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番尺田議員、2番竹爪議員、3番立花議員の3名を指名します。

議長（山吹） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より22日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの11日間とすることに決定いたしました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時33分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（三村） 諸般の報告をいたします。

9月19日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第104号の紙面構成と編集スケジュールについて協議を行いました。同日、総務厚生委員会が開催され、熊野町子育て支援センター事業の現地視察を行った後、ワールドカフェの意見への対応や視察研修について協議を行いました。

9月23日、筆まつり筆供養式典が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月27日、産業建設委員会が開催され、担当部から平成29年度予定工事の進捗状況について報告を受けました。また、現地視察として、くまのみらい交流館広場あずま

やと出来中溝線交差点改良工事を視察し、説明を受けました。

10月1日、第54回熊野町民体育大会が熊野町民グラウンドにおいて開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月2日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第104号の記事校正を行いました。

10月5日、議会運営委員会が開催され、第5回熊野町議会臨時会の議事運営、ワールドカフェの感想等について協議を行いました。

10月6日、総務厚生委員会が開催され、ワールドカフェの意見への対応や視察研修における調査事項等について協議を行いました。

10月10日、第5回熊野町議会臨時会が開催され、執行部からの報告案件1件、議案2件について審議を行いました。同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第104号の記事校正を行いました。

10月13日、文教委員会が開催され、町内小・中学校施設の現地視察を行いました。

10月17日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第104号の最終校正を行いました。

10月18日から20日の3日間、藤枝市、東京都港区、荒川区議会訪問及び議員全員視察研修を行いました。18日には静岡県藤枝市を訪問し、藤枝市の議会改革及び決算特別委員会による事業評価と常任委員会とのリンクについて調査研修を行いました。

19日には東京都港区を訪問し、港区における全国各地域との連携推進の取り組みについて、荒川区立「ゆいの森あらかわ」を訪問し、「ゆいの森あらかわ」の取り組みについてそれぞれ調査研修を行いました。また、20日には、全国町村議会議長会総務部長三宅様より「議会審議の留意点」と題して研修を受けた後、東京臨海広域防災公園を訪問し、緊急災害対応に係る防災学習について調査研修を行いました。

10月23日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件について協議を行いました。

10月26、27日、総務厚生委員会が所管事務調査を実施しました。滋賀県栗東市で、栗東市の子育て支援施策について、地域子育て包括支援センターについて調査を行いました。

10月31日、議会広報特別委員会が山口県熊毛郡の議会広報連絡協議会の視察研修を受け入れ、議会広報の編集体制、方針、方法等や、広報広聴活動について意見交換を

行いました。

11月6日、総務厚生委員会が開催され、ワールドカフェの意見への対応や、視察研修報告等について協議を行いました。

11月10日、広島県町議会議長会定例議長会議がホテルJALシティ広島で開催され、議長が出席しました。主な議題として、平成30年度事業計画や平成30年度予算などについて協議を行いました。

11月14日、安芸郡町議会議長連絡協議会研修会がホテルセンチュリー21広島で行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、広島県総務局長の竹中正博氏から、「地域の活性化について、ピンチに強いまちづくり」と題して講義をいただきました。

11月16日、北海道美瑛町議会の産業経済常任委員会が、熊野筆を活用した地域ブランドづくりの推進についての視察研修で来庁され、議長が出席しました。

11月19日、第85回全国書画展覧会表彰式が熊野町民会館で開催され、議長が出席し、表彰状の授与を行いました。

11月20日、地方自治法施行70周年記念式典が東京国際フォーラムで開催され、議長が出席しました。地方自治法施行70周年を記念し、総務大臣による地方自治功労者表彰が行われました。式典終了後、「地方自治法70年の歴史と展望」と題して、シンポジウムが行われました。

11月22日、第61回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、議長が出席しました。内容としては、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議など、各種の要望事項等を採択することを決定しました。大会終了後、「地方自治を実り豊かに」と題して、地方創生を実現するために町村議会が果たせる役割について、元総務大臣の増田寛也氏による特別講演が行われました。

11月24日、議会全員協議会が開催され、執行部から提出された報告案件1件、協議案件1件と議会の報告案件3件について協議を行いました。

11月26日、平成29年度熊野町農業祭が熊野町民会館で開催され、副議長が出席し、祝辞を述べました。

11月27、28日、議会広報特別委員会が所管事務調査を実施しました。鳥取県大山町及び岡山県美咲町で、議会広報の編集方針、編集基準について、議会だよりの企画編集方法について調査を行いました。

12月7日、議会運営委員会を開催し、第6回熊野町議会定例会の議事運営について

協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書が提出されていますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

9月8日、「北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める要望書」が、幸福実現党安芸支部代表中村司氏から提出されています。

10月18日、「国保都道府県単位化に伴う保険料引き上げを行わず、安心して誰もが医療を受けられる国民健康保険の運営を求める陳情書」、「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成創設と国への意見書提出を求める陳情書」が、広島県保険医協会理事長、長谷憲氏から提出されています。

10月30日、安全・安心の医療、介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書が、広島県医療労働組合連合会執行委員長、富永みち子氏から提出されています。

同じく10月30日、「地域住民の暮らしを守り、持続可能な地域づくりを進めていく課題での陳情について」が、また11月14日、「診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める陳情書」、「国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書」、「国民健康保険の県単位化により保険料の引き上げなど県民負担の増大を招かず、誰もが安心できる国保運営を求める陳情書」、「待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める陳情書」が、国民大運動広島県実行委員会代表、八幡直美氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。8名の議員から通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、7番、時光議員の発言を許します。時光議員。

~~~~~

7番（時光） 皆さん、おはようございます。7番、時光でございます。本日、私は通告書にのっとりまして、有害鳥獣対策の現状と今後の取り組みについて質問させていただきます。

農家の皆さんが丹精込めてつくった農作物を食い荒らすイノシシやサル、ヌートリアなどの有害鳥獣のうち、イノシシの被害を減少させるための対策については、過去にも

他の議員から幾度か質問がされ、執行部におかれては丁寧な答弁をされております。私も熊野町鳥獣被害対策実施隊員で、有害鳥獣駆除班にも属しておりますので、今回はイノシシの捕獲現場の実情等も交えてお聞きし、少しでも農作物の被害減少につながるものになればと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、有害鳥獣の中でも一番多くの被害をもたらすと思われるイノシシは、ふだんは山里近くに住み、雑食性でやわらかい草木のみだけではなく、昆虫やミミズ、ネズミなどの小動物も食べるそうです。しかし、人間が田畑でつくっている野菜などの農作物はイノシシにとっては栄養の固まりであり、しかもおいしい食べ物で、単純な構造の胃をしているイノシシにとっては、野菜などの消化のよい食べ物はごちそうとなっているようです。そのようなわけで、イノシシは人が田畑でつくったおいしい農作物を一度食べてしまうと、その場所を覚え、何度も食べにきては食い荒らしてしまうわけです。

また、皆さんの記憶にも新しいと思いますが、先週、12月4日には京都の学校にイノシシが侵入して、全国ニュースにもなりました。各地で町なかにイノシシが出没しております。町内においても昼間に目撃された事例も多く、人的被害のおそれもあります。

そこで、最初の質問ですが、町として農作物の被害を減らすためにさまざまなイノシシの捕獲対策をされていると思いますが、町内でイノシシ捕獲の取り組みと実際の捕獲数の推移はどうなっているのでしょうか。また、イノシシが生息する山は近隣市町にもつながっており、近隣市町との広域的な取り組みをして捕獲すればもっと被害減少の効果が出るのではないかと思うのですが、そういった近隣市町との連携した取り組みはされているのでしょうか。

以上の質問から進めていきたいと思っております。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 時光議員の「有害鳥獣被害対策について」の御質問にお答えいたします。

イノシシなど有害鳥獣による農作物の被害は、農業者の営農意欲を減退、喪失させ、また、遊休地、荒廃地発生の原因の一つとなっていることや、町民の皆様の日常生活にも影響を与えていることから、駆除対策の強化が求められているものと認識しております。

町といたしましては、現在の被害対策の効果等の分析を行い、より被害軽減に資する

施策を、隣接市町や地域住民の方々と連携して研究を行うなど、その被害軽減に向けた新たな取り組みを展開してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 時光議員の「有害鳥獣被害対策について」の御質問に詳細にお答えします。

議員御質問の有害鳥獣対策の現状についてでございますが、熊野町におきましては、鳥獣被害防止特別措置法の規定に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための被害防止計画を策定し、その計画策定及び実施に関する連絡調整を図るため、町、有害鳥獣駆除班、農業委員会、海田警察署、農業生産行政協力員、安芸農協の代表者を構成員とする熊野町有害鳥獣対策協議会を組織し、被害防止のための計画策定など、合議体として運営しております。

有害獣の捕獲は、同協議会において策定されました被害防止計画に基づき、被害防止の実践的活動を主導する組織として熊野町鳥獣被害対策実施隊を設置し、一斉集中捕獲等を実施しております。

捕獲の成果につきましては、猟友会の会員有志が結成しております熊野町有害鳥獣駆除班の皆様にご協力いただき、箱わなや銃器による有害鳥獣駆除活動により、本年度の11月末での実績は、イノシシ125頭、アナグマ2頭の計127頭でございます。また、平成28年度の11月末の実績は、イノシシ87頭、タヌキ2頭、アナグマ1頭の計90頭、平成27年度の11月末の実績は、イノシシ112頭、アナグマ1頭、タヌキ5頭の計118頭ございました。

駆除班の皆様により、被害を受けた農地所有者等に対し、対策方法のアドバイスなどの的確かつ迅速な対応をしていただき被害軽減や予防を図っておりますが、本町におきましては、イノシシなどの捕獲数は増加傾向にあると言えます。

町では、農林作物被害に対する施策といたしまして、平成2年度に熊野町有害獣防除用施設設置事業補助金交付要綱を制定し、有害獣の防除用施設の電気柵、ワイヤーメッシュ設置者に対し補助金を交付し、支援を行っているところです。

次に、今後の対策についてでございますが、わなによる捕獲や、これまでの農家個々

への防除用施設設置の補助に加え、地域ぐるみで鳥獣対策を行い成功した先進取り組み事例を調査・研究し、「みんなで勉強し、守れる鳥獣対策」に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ありがとうございます。

ただいまの御答弁では、昨年度の11月のイノシシ等の捕獲数が90頭ということでしたが、今年度、11月末で既に127頭ですか、37頭、昨年に比べて捕獲数が多いとのことでした。その要因は町としてはどのように分析されているのでしょうか。

また、捕獲数がふえているということは個体数もふえているように思われます。今後の農作物の被害もふえるのではないかとと思いますが、そこで現在、127頭捕獲されているとのことですが、今年度予算では駆除班に対する報償金は130頭までとなっておりますが、被害増加を防ぐため、今年度の補助金を増額して捕獲頭数をふやすことを検討される考えはないのでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 要因の分析ということでございますが、特に根拠に基づく分析はできておりませんが、昨年度、有害鳥獣対策協議会で箱わなを購入いたしまして、わな免許保有者に対しまして貸し出しまして、適正な管理及び設置によりまして、その捕獲数が伸びたのではないかと考えております。

また、今年度の有害鳥獣捕獲の報償金でございますが、議員御指摘のとおり、イノシシについては130頭分を当初予算に計上してございましたが、本年度の農作物被害増加を防ぐ観点からも、12月補正におきましてイノシシ30頭分の補正予算案を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ありがとうございます。補助金の増額を補正予算に計上していただいておりますということで、本当にありがとうございます。駆除班の士気も上がり、被害の減少につながると思います。

次に、最初の答弁で町内外でいろいろな取り組みがされているということでしたが、その中のうち、イノシシが田畑に侵入して農作物を食い荒らす被害を防止するための農家の皆さんが行う電気柵やワイヤーメッシュの設置に対する補助金を出されてるということですが、その補助基準はどのようになっているのでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 補助基準ということですが、補助対象事業といたしましては、イノシシ用の電気柵につきましては、延長200メートル以上の柵で電線が2段以上、サル、シカ用につきましては電線が4段以上で、いずれも設置農地は囲んでいただきまして、電気柵用の電源装置を取りつけたもの、有害獣全般を対象といたしましたワイヤーメッシュにつきましては、延長が100メートル以上の柵で目合いが10センチ程度、太さが5ミリ以上で、電気柵と同じく設置農地を囲んでいただくことを条件としております。

補助率についてでございますけども、1基設置するために要する対象経費の2分の1で、補助限度額は、イノシシ用電気柵が3万1,500円、サル、シカ用の電気柵につきましては4万3,000円、ワイヤーメッシュにつきましては6万6,000円と規定しているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） この基準については、町民の皆様からさまざまな問題点とか要望が出されております。今答弁いただいた電気柵、ワイヤーメッシュの設置に対する補助金については、農家単位で設置する柵の長さが、電気柵が200メートル以上、ワイヤーメッシュが100メートル以上が対象で、被害に遭いそうな農地を取り囲む必要があるとい

うことですが、地域の状況によっては単独の農家が自分の農地だけ囲むだけでは200メートルという長さが足りない。または設置効率の面から複数の農家が持つ農地を取り囲むようにして共同で電気柵等を設置することもあると思います。複数の農家が所有する農地をぐるりと囲むように共同で設置した場合は、補助金はどうなるのでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 共同で設置される場合の取り扱いということでございますけども、単独の農家では長さが足りないことによる共同での補助申請につきましては、条件を満たせば、一つの申請として取り扱っております。また、設置の効率を上げるために、共同で補助申請をされる案件でございますけども、長さが補助条件を相当に超える場合につきましても、一つの申請として取り扱っているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） 一つの申請としてのというのが一番ネックになると思うんですが、最近、車で中山間地域を走っていると、延々とワイヤーメッシュが設置されているところが多く見られます。共同で電気柵等を設置しても補助金は1申請分だけしか出ないとのことですが、複数の農家が持つ農地の外側だけを囲むようにして、共同で電気柵等を複数に分けて設置したり、幅が2メートル以上ある川のようなイノシシが容易に侵入できない自然の防護壁がある地域では、共同で農地のイノシシの侵入部分だけを囲んだほうが、電気柵等の設置距離が少なくて済み、農地の設置及び管理の負担も少なくて済むメリットがあるのではないかと思います。

このような場合、例えばワイヤーメッシュだと100メートルごと、電気柵でしたら200メートルごと、また申請農家ごとに補助金が出るような補助基準の見直しはできないでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 電気柵等を共同で複数に分けて設置した場合や、また自然的な条件によりまして全てを取り囲まなくても侵入の防止効果が認められる場合についての補助基準の見直しができないかという御質問だと思うんですけども、共同で電気柵等を複数に分けて設置して侵入予防を図ることは、近隣コミュニティの面からも推進すべきものであると認識しております。また、川などの自然的条件によりまして、全てを取り囲まなくても侵入防止効果が期待できる場合がございますけども、補助基準につきましては、議員御指摘のとおり、そうしたケースも想定されることから、厳格に農地を取り囲む基準を適用するものではなく、その自然的条件が整った場所に設置したとするならば、長さの基準を満たすものについては補助対象とできる基準の見直しを、他市町の事例や状況も踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 時光議員。

~~~~~

7番（時光） ありがとうございます。ぜひとも基準の見直しをお願いしたいと思えます。

他市町の事例や状況を踏まえてとのことですが、来年1月に産業建設委員会が有害鳥獣対策の先進地に視察に参られるとのことですので、この辺の御意見も参考にさせていただければと思います。

次に、イノシシ等の鳥獣対策は有害鳥獣対策協議会が被害防止計画を立て、実際にイノシシを駆除しているのは有害鳥獣駆除班だとお答えいただきましたが、熊野町鳥獣駆除班の活動状況や人数、町からの補助金の状況はどうなっているのでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） 熊野町の有害鳥獣駆除班の活動状況ということでございますけども、年間を通じまして、町内の有害鳥獣駆除に向けまして、わなや猟銃による捕獲活動や有害鳥獣の出没地点のパトロールなど、また被害を受けました農地で土地所有者への助言・指導など、多岐にわたって御活躍をいただいているところでございます。

本年度の班員数でございますが、13名が在籍されておりまして、その免許の内訳と

いたしましては、わなのみの免許資格者が8名、銃のみの免許資格者が1名、わなと銃両方の免許資格者が4名となっております。

また、町からの補助金の状況ということでございますけども、活動に対しましての団体補助金といたしまして年間60万円、また、補助金とは別になりますけども、広島県の猟友会様を通じまして、傷害保険代ということで負担させていただきまして、その活動の支援を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 時光議員。

7番（時光） ただいまの答弁で、有害鳥獣の捕獲等の駆除を行う有害鳥獣駆除班の状況を説明していただきました。

最初に申し上げたように、私も駆除班の一人でありますので、駆除班の実情を申し上げますと、駆除班には猟銃で捕獲する班員とくくりわなや箱わなで捕獲する班員がおります。猟銃で捕獲する場合は既に死んでおりますが、くくりわなや箱わなで捕獲した場合は、くくりわなをつけたまま暴れ回ったり箱の中で暴れたりして、動けなくするのに多くの手間や人手がかかります。また、自家用の食肉にするためには、殺した直後に血抜きをした上で上手に皮と肉と内臓とにさばかねばなりません。1頭捕獲すると半日かかりで、体力的にも時間的にも大きな負担となります。

しかし、この13人いる隊員の現状は高齢化が進んでおり、体力がある班員、上手にさばける班員は、昔と比べると次第に少なくなっています。このままでは捕獲作業にも支障を来すようになるのではないかと考えるのですが、町としてこの駆除班の人数増加に取り組むお考えはお持ちではないでしょうか。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 町として駆除班の人数増加に取り組む考えはという御質問でございますけども、議員御指摘のとおり、ベテランの班員が多く、このままでは捕獲作業に支障を来すことも承知しているところでございます。この問題は熊野町に限らず、他の市町におきましても大きな課題であると思っております。班員確保が喫緊の課題であること

を踏まえまして、町といたしましても、県、安芸獺友会等とも連携を図りまして、免許取得希望者へのPRや既に免許を保有されている方への加入PRなどを、町のホームページ等で積極的に応援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 時光議員。

~~~~~

7番（時光） ありがとうございます。ぜひとも班員増加に取り組んでいただきたいと思います。

けさの中国新聞にも掲載しておりましたが、民間の方の御努力で捕獲されたイノシシのジビエ加工、そして販売の道もひらけつつあります。町長が最初に答弁されたように、農家の皆さんは高齢者が多く、せっかくなつくた農作物も実りの時期になるとイノシシに食べられるぐらいなら農業をやめるという声も多く聞かれております。このままでは耕作放棄地もふえるばかりです。農作物を食い荒らす有害鳥獣の被害防止やイノシシの捕獲の円滑な継続には多くの課題があり、財政的な面からも大がかりな対応が難しいものかと思えます。

しかし、現状ではイノシシ被害を減らすためには地道に農家が行うイノシシを農地に侵入させない防除と生息数を減らす捕獲を行うしかないと思いますので、町民の皆さんの安全のためにも近隣市町との連携も含め、町の支援策の継続とさらなる拡大をお願いして、私の質問を終了いたします。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で時光議員の質問を終わります。

続いて、8番、民法議員の発言を許します。民法議員。

~~~~~

8番（民法） 皆さん、おはようございます。8番、民法でございます。私は通告書に基づきまして、2点ほど御質問いたします。

まず1点目でございますが、主に出来庭地区の道路整備状況についてお尋ねいたします。

町民の皆さんから、やっとあの県道矢野安浦線の改良工事が再開されたねという声をお聞きいたします。現在、榎ヶ迫交差点を含んで工事をされているようでございますが、

片側2車線に整備されるのはどこまでで、その完成時期を教えてくださいと思います。また、熊野郵便局までの完了予定時期はいつごろとなっていますか。

次に、町道でございますが、交通量の多い呉出来庭線の離合困難箇所の拡幅整備計画はどのようになっているのか。それから、長い間熊野北農道入り口交差点が工事中となっていますが、ここは中学生などの通学路ですので、通学の安全確保のためどのように整備されるのか、お聞きいたします。

次に、2点目でございますが、自転車の安全対策についてでございます。町内の道路は狭い箇所が多いのに加え、通過交通車両が多く、朝夕の通学時間帯は児童にとって大変危険な状況でございます。しかも、本町は中学生の約7割が自転車通学となっています。地元住民から、中学生の自転車のマナーが非常に悪いと指摘されていますが、学校において、児童・生徒に対する自転車安全教育はどのように行っておられるのか、お聞きいたします。

また、全国では子供の自転車と歩行者の事故において多額の賠償金が命じられる事例もございます。町内でも小・中学生の自転車事故が発生していますので、自転車利用者に損害賠償保険への加入を呼びかけておられるのか、お聞きいたします。

以上、2点についてお聞きいたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 民法議員の二つの御質問、「道路整備状況、主に出来庭地区について」と「自転車の安全対策について」の御質問にお答えします。

1番目の主に出来庭地区の道路整備状況についてでございますが、現在、矢野安浦線において、川角交差点の東側から槇ヶ迫交差点までの区域の拡幅工事が県によって進められております。議員御質問の県道矢野安浦線における片側2車線の整備区間につきましては、引き続き、用地取得、工事を進め、平成31年度までに川角交差点東側から熊野郵便局手前までが片側2車線に延伸されると県から伺っており、町としましても県に協力しながら事業を進めてまいります。

次に、町道呉出来線の離合困難箇所の整備につきましては、現在、県道矢野安浦線の槇ヶ迫交差点からゆうあいホームまでの区間につきまして、来年度の完成を目指して順次拡幅工事を進めているところでございます。また、熊野北農道入り口交差点改良工事

における通学路の安全確保につきましては、改良工事において児童・生徒が通学する歩道の拡幅及び横断歩道の移設等を行い、通学路の安全性の向上を図ることとしております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

次に、2番目の御質問「自転車の安全対策」についてお答えします。

自転車の交通安全、特に中学生の交通マナーにつきましては、地域懇談会においても毎回自治会から課題として出されており、交通安全教育のさらなる推進が求められているところでございます。町内には狭あいな道路が多く、交通量もふえており、児童・生徒が安心して通行できる道路交通環境の改善も必要であると思っております。

また、自転車事故をめぐる訴訟で、高額の損害賠償を命じる判決が相次いだことにより、自転車利用者の損害賠償保険加入を義務づける条例を制定した県や市が増加しております。自転車は、被害者にも加害者にもなる可能性がありますので、損害賠償保険の必要性につきましては、住民へ周知していく必要があると考えております。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~  
建設部長（沖田） 民法議員の1番目の「主に出来庭地区の道路整備状況について」の御質問に、詳細にお答えします。

議員御質問の県道矢野安浦線の拡幅工事につきましては、平成2年に熊野トンネルの開通にあわせて、平谷交差点から広電熊野営業所までの区間、平成11年には火の原交差点までの区間、さらに平成22年には川角交差点の東側までの区間が、順次片側2車線に拡幅されてまいりました。その後も、引き続いて県において延伸の努力をしていただき、途中、榎ヶ迫交差点東側の工事が先行したりしてはありましたが、このたび川角交差点から榎ヶ迫交差点までの用地取得が進んだことから工事が再開されたものでございます。

現在、榎ヶ迫交差点から郵便局手前を南下し、県道瀬野呉線に接続する県道矢野安浦線バイパス区間の用地取得が県において進められており、現時点では平成32年度までに県道瀬野呉線に接続するまでの区間を工事完了予定と伺っております。

議員御質問の片側2車線となる整備区間は、熊野郵便局の西側に新たにつくられる交

差点までで、交差点から南側のバイパス区間は暫定で片側 1 車線になると伺っております。また、現在、工事を行っている川角交差点東側から熊野郵便局前までの区間につきましては、引き続き、用地取得、工事を進め、平成 31 年度に工事完了予定と伺っております。

次に、町道呉出来線の離合困難箇所の整備につきましては、現在、県道矢野安浦線の榎ヶ迫交差点から大瀬戸内科までの区間とゆうあいホーム前の区間につきまして拡幅工事をしており、今年度内の工事完了予定でございます。また、大瀬戸内科からディオまでの狭あい区間につきましては、本年度で用地測量及び建物の移転補償の算定を終え、来年度において用地取得及び拡幅工事の完了を目指して進めているところでございます。

なお、ゆうあいホームから町道昭和線までの区間で検討してございました離合場所の整備につきましては、離合場所適地の用地取得が困難となりましたが、平成 32 年度に県道矢野安浦線バイパスが県道瀬野呉線に接続する予定となったことから、県道工事完成後の交通量を見ながら整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、熊野北農道入り口交差点改良における通学路の安全確保についてですが、この区間の通学路は、町道出来中溝線の亀田屋から出来庭老人集会所間の歩道が狭いため、片山医院方面から通学すると、農道入り口交差点において横断歩道を渡った後に北部農道を約 10 メートルほど北進し、寺堤池横で町道出来中溝線につながる町道大畝線を通るルートとなっております。従来、同交差点を渡る場合には、狭い歩道に多くの児童・生徒が横断歩道を渡れるようになるまで待たなければなりませんでした。今回西側の歩道を従前の約 1 メートルから約 3 メートルに拡幅して待機スペースをふやしたことで、北部農道東側の側溝にふたをして通行しやすくします。また、交差点ぎりぎりまでせり出していた横断歩道を北側に約 2 メートル移して、自動車にはねられる危険性を少なくし、通学路の安全確保を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 民法議員の 2 番目の「自転車の安全対策」についての御質問に、詳細にお答えします。

交通安全教育につきましては、小・中学校とともに、新年度に入り早い時期に各学校で

交通安全教室を実施しています。自転車教室に限って申しますと、小学校は3年生または4年生を対象として、海田警察署、安芸地区交通安全運動推進隊熊野支部、テクノ自動車学校に御協力いただき、自動車学校のコースをお借りして、正しい自転車の乗り方、交通ルールの遵守などを習得させております。また、中学校では1年生を対象に、各校のグラウンドにおいて、自転車の正しい乗り方はもちろん、片手運転の危険性や交通ルールの遵守等、指導を行っているところでございます。

しかしながら、中学生の自転車通学については住民から苦情が寄せられており、学校や保護者、警察等の関係機関と連携を図りながら、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育及び啓発を強化してまいりたいと思います。

次に、路面への表示につきましては、道路幅員等の関係もございまして、警察・公安委員会と協議するなどし、検討したいと考えております。また、損害賠償保険への加入につきましては、全国的に自転車対歩行者事故が増加傾向にあり、強制的加入は困難かと思われませんが、子供たちが被害者のみではなく、加害者の立場に立つことも十分考えられます。被害者保護のために、他市町の状況などを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） 詳細に御答弁いただきまして、ほんとありがとうございます。

それでは、ちょっと1点1点細かくお聞きしていきたいと思うんですが、以前、東広島呉道路全線開通により町内の交通量は7%増加したと説明されていましたが、その後の状況をお聞きしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 貞永建設部次長。

~~~~~

建設部次長（貞永） 東広島呉自動車道は、平成24年4月に全線開通し、さらには平成26年3月に熊野黒瀬トンネルが開通いたしました。議員御質問の7%の増加につきましては、平成27年の交通量センサスの調査結果を平成22年の調査と比較した数値を、昨年6月議会で片川議員の御質問にお答えしたものでございますが、交通量を調

査する交通量センサスがおおむね5年間隔で調査が行われるため、残念ながら最新のデータというものは今持ってありません。

ただ、町内道路の交通量というわけではないですけども、広島熊野トンネルの通行量で見えますと、平成27年11月の平均通過台数が9,249台で、本年10月の平均通過台数が9,592台となっておりますので、平成27年から比較して、広島熊野道路の通過交通量は3.7%の増というふうになっております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） わかりました。トンネルのこれは通行量の数字ということで、県道から来たり、呉のほうから上がってきた通行量を比べると、若干というか、かなりの台数ではなかろうかとは思いますが。

続きまして、熊野郵便局から呉地地区までの整備計画の進捗状況をお聞きいたします。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 現在、県の西部建設事務所において地権者との用地交渉を進めておられ、槇ヶ迫交差原東側から県道瀬野呉線に接続するまでの区間の用地取得予定面積が、1万4,378平方メートルの約7割が用地取得済みというふうに伺っております。今後、用地の取得めどがつき次第、平成32年度工事完了を目指して工事に着手されると伺っております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。なかなか用地買収とかといった大きな問題もございまして、できるだけ予定どおりに進めていただきたいと思います。

次に、阿戸別れ交差点から役場前交差点までは日中でも大変渋滞をしているような状況でございます。呉地地区まで延伸したら渋滞は解消するのか、また呉地地区からの延

伸計画は以前、何年か前にそういった計画も耳にしたことはあるんですが、そういった延伸計画というものがあるのかお聞きしたいと思います。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 平成32年度までに熊野郵便局前から呉地地区での県道瀬野呉線に至るバイパス区間が完成いたしましたとしても、その先が整備されていないために、黒瀬や阿戸町方面に行かれる方は熊野郵便局前から役場前交差点、阿戸別れ交差点を通ると予想されますので、車両の通行量に大きな変化はないものと考えられます。

また、呉地地区以降の延伸につきましては、町民会館の南側を通過して阿戸別れ交差点までの区間を含め、平成15年に都市計画決定をしておりますので、道路の計画自体は決まっておりますが、先ほどから説明しておりますとおり、まずは県道瀬野呉線に接続する区間を平成32年度までに整備するというのが県の現在の整備計画であり、その後の延伸の具体的な計画については未定と伺っております。

町としましては、町内道路の渋滞解消に向けて、県道矢野安浦線バイパスの延伸を含め、早期の完成を引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。

呉地の奥から町民会館の奥いうたらまだまだ先のことだろうと思うんですが、計画にあるということなんで、できるだけできるように進めていっていただきたいと思います。

続きまして、熊野郵便局から阿戸別れ交差点の県道の渋滞対策という計画はあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 熊野郵便局から阿戸別れ交差点の県道の渋滞対策につきましては、本年10月5日に、役場庁舎において県西部建設事務所が主催の地元説明会が開催され、

熊野町民会館入り口と阿戸別れ交差点の改良計画が示されました。具体的には、県道矢野安浦線において熊野町民会館入り口交差点の前後約170メートルにわたって拡幅し、黒瀬方面に向かう車線に左折専用レーンを追加するというものと、阿戸別れ交差点前の約60メートルを拡幅して、阿戸町方面への左折レーンを追加するというものでございました。

両方とも来年度以降に用地取得と工事に順次着手予定であり、平成32年度までに工事完成予定と伺っておりますので、渋滞の緩和にはつながるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ぜひともお願いいたします。今でも朝夕方というか、日中でもトラック等結構多いんで、渋滞しておるような状況でございますので。

最後に、熊野北農道入り口交差点は広くなるということで、児童・生徒の通学には危険にならないようカラー歩道にしていくということだったんですかね。してはどうかと思うんですが、一つよろしくお願いします。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 横断歩道につきましては、通常白線を並べて標示するということになるんですけども、カラー舗装というか、白線でないところをカラー舗装することによって、自動車運転者の視認性が向上して、早目に減速させる効果があると、また横断中の交通事故を防止することが期待できるというふうに思われます。

熊野北農道入り口交差点につきましては、先ほど部長のほうから申し上げましたが、交通安全対策として横断歩道の北側への移設を説明させていただいたところでございます。また、近年での同交差点での児童・生徒の交通事故の発生につきましてはないというふうにお聞きしておりますが、カラー舗装の費用が通常の横断歩道と比較して割高になるという面がございます。

しかしながら、最近ではこのような交差点の安全対策について各自治体でさまざまな

取り組みがなされているということで、国等の補助制度を研究しながら、公安委員会や教育委員会と協議しながら、カラー舗装化について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。

それと、以前もお聞きしたかと思うんですが、学校の通学路は亀田屋さんの裏を、今の片山病院の裏からずっと何か整備されて、今の石風呂池のところへ出る道が正規の通学路というのをお聞きしたんですが、今現在見てみると、ほとんどの方が通ってないのではなかろうかと思うんですが、そういったことは学校のほうへ、そういった生徒に対してここを通りなさいというような指導というか、それはあるんですか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 熊野中学校へ自転車通学する子供さんが今の町道が大変危険であるということで、過去におきまして、昔は歩道部分を自転車も通っていたというようなこともございました。そこで、歩行者と自転車が同じ歩道内を通るといったようなこともありました。また、町道内を自転車が通ることによって大変危険であるということで、亀田屋の後ろの道路を通学路として中学校のほうは通りなさいという指導を行っているということで、今現在は石風呂池のところから亀田屋の裏の道路に入る、また団地方面から来たときには北部農道を通って亀田屋の裏を自転車通学をするということで指導しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） どうもありがとうございます。ぜひとも大変ほんとにあそこ、自転車で道路を、歩道を通るいうても、自転車が通れない状況で大変危険ですので、まだ大きな

事故が起きないうちに徹底していただきたいと思います。

県道矢野安浦線は本町にとって最重要路線であるとともに、広島市内から広島空港への代替道路に計画している路線でもございます。出来庭地区の工事に引き続き、熊野郵便局から阿戸別れ交差点まで円滑な交通を確保するよう、県と一体となって整備に取りかかるとともに、地域住民にとって大切な生活道路の狭あい箇所解消、また通学路の安全対策にも努めていただきたいと思います。子育て世代の定住対策の一環として、通勤・通学など、住みよい筆の都熊野となるよう、計画的な道路整備を望みたいと思います。

続きまして、2番目の自転車対策についての御質問をいたします。

では、最初にお伺いしたいのですが、過去、二、三年間、町内での自転車による交通事故発生件数がわかれば教えていただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

~~~~~

生活環境課長（堂森） 町内での自転車に関係した交通事故ということでございますけれども、これは私どものほうからは警察に届け出があったものの件数ということでお答えをさせていただきたいと思います。

過去3年間の状況といたしまして、平成26年度が7件、平成27年が7件、平成28年は8件の事故が町内で起きておるようでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） これは警察のほうへ届けたという事故であって、転倒したじゃの、ささいな事故というのは数字にないと思うんですが。

では、このうち小・中学生が関係した自転車事故についてわかれば教えていただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） 小・中学生が関係した自転車事故の件数ということでございますが、こちらにつきましては各学校が把握している件数ということで、中には軽微なものも入っておろうかと思いますが、これは年度ごとの件数ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、平成26年度が小学生がゼロ件、中学生が5件、平成27年度が小学生が1件、中学生が5件、平成28年度は小学生ゼロ件、中学生9件となっております。また、年度途中ではございますが、平成29年度に入りましては小学生が2件、中学生5件の事故が起こっているという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） ありがとうございます。

では、次に小学生について教えていただきたいと思っておりますが、自転車に乗るときヘルメット着用の努力義務がなされていると思っておりますが、小学校ではヘルメットの着用はきちんと指導されているのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） 小学生につきましては、自動車学校のコースを利用して、現在交通安全教室を実施しております。この中で、子供たちには転倒したときの頭部を守るといったようなことから、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用するようにという指導をしておるところでございます。

また、町内の小学校は生徒指導規定の中で、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用するようにという規定を設けております。また、さらには学校を通じて、保護者の方にも子供たちにヘルメットを着用させるよう、今後も呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。ぜひともヘルメットは大事ですので、これからも一つよろしく願いいたします。

では、次に中学生の自転車通学者に対しての整備点検をするように、どのように指導されているのか。また、整備点検を学校で実施するということはあるのでしょうか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 中学校におきましても、交通安全教室で整備点検の方法等について指導しているところでございます。また、あわせて自転車の整備点検がいかに重要であるかということをお知らせするようにしておるところでございます。

また、両中学校ともに自転車での通学許可を出すに当たりましては、まずは自転車の整備状況、これを学校が確認した上で許可をするというふうにしております。また、さらに両中学校では各学期ごとに、自転車通学者の車両につきまして先生方が整備点検を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 指導は十分にされてるということですね。中学生だと思んですが、時々無灯火の自転車、ライト、薄暗くなってきますと大変ライトというものは大事でございますが、無灯火というか、電気がないような自転車に乗って夕方走るのをちょこちょこ見かけますが、そういった走行に対する指導は十分になされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 両中学校ともに、無灯火で走行した場合には、発見次第ということですが、自転車通学を一定期間禁止するという方法をとっております。まず1回目の発見の場合で3日間、2回目発見した場合は1週間、さらに3回目の発見をし

たときには、中学校によりますけども、1カ月あるいは無期限自転車通学を禁止するという厳しい対応をとるようにしております。

また、両中学校ともに無灯火での走行についてはかなり厳しく指導しているところですが、議員御指摘のように、無灯火での走行を見かけるということでございますので、それぞれ各学校にはさらに厳しく指導するよう働きかけてまいりたいというふうに思います。

特に、今の時期は日が暮れるのも大変早くございますし、部活動を終えて帰るころにはほんとに真っ暗という状況になっております。そういった意味からも、ドライバーを初め、他者からのいち早い発見が交通事故防止につながるということで、無灯火の走行は大変危険な状態であるということをこれからはしっかり指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） ぜひともよろしく願いたします。

それと、通告書にあります、町道路面に自転車の走行マークなどを表示してということも通告書にもありますが、なかなか町道、道幅が狭いので、ラインを引いてするというのはなかなか難しいかと思うんですが、自転車が一列になって、もう3列も4列にもなって通行されるのをよく見ます。一列になるように学校側のほうへ強く言っていただきたいと思います。大変危険なような目に、車の方、通られる方がよく言われるので、自転車のマナー、一列に並んで通学するように、指導の程よろしく願いたします。

それと、自転車の通学者には損害賠償保険の加入などを強制してはどうかと思うんですが、その点どうお考えですか。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） 他県におきましては損害賠償保険の加入を定めているというところもあるようでございますが、強制加入というのは大変難しいのではなからうかというふうに考えております。ただし、各学校ともに、入学説明会でありますとか入学後も、

折を見ては保護者に対しまして、子供たちの自転車利用はほんとに被害者のみではなく、ほんとに加害者になり得るということを十分説明をしてきております。そうしたことで、損害賠償保険の加入を呼びかけているという状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 最後にもう1点ほどお聞きいたします。町民にも自転車利用者には損害賠償保険への加入を義務化するよう条例制定をしてはどうかと思うんですが、いかがですか。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） 先ほど町長の答弁でもございましたように、他県では県条例等で損害賠償保険への加入を定めるところもあるようでございます。町におきましても、条例化ということにつきましては他市町の状況等を考えまして、今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほどの答弁にもございましたように、まずは自転車の安全、安心な利用ということ、今後町広報等によって広く町民のほうに、保険等の加入も含めまして呼びかけてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ぜひともお願いいたします。

自転車利用者は、被害者だけではなく、時には加害者にもなり得るわけでございます。自転車に乗る場合は損害賠償保険への加入の義務化を検討していただきたいと思っております。また、学校と教育委員会が一体となって、児童・生徒の自転車交通マナーの向上に努めていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

（休憩 10時45分）

（再開 11時00分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

5番（沖田） 5番、沖田でございます。私からは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、放課後児童クラブの充実についてですが、保護者からの声も多く、近隣市町では6年生までが対象児童となっているため、平成28年6月議会において、現在4年生までの対象児童を6年生までに拡大していただくよう要望いたしましたが、クラブ室や支援員等の確保が困難であるとの理由から、全学年への拡大を見合わせているとの御答弁がございました。これら課題については解決に向けて努力し、検討することでしたが、その後どのように検討されたのか。保護者へのニーズ調査の結果について、新たな教室の確保について、支援員の確保についてお伺いいたします。

2点目に教育行政についてですが、次期学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質、能力、10年後、20年後の実生活、実社会を児童・生徒が生きていくために必要な力や、どのように社会、世界とかがわり、よりよい人生を送るか。また、知る、わかるだけでなく、その背景を深く考え、それに対する自分なりの意見や考えを持ち、それを表現しながら社会への参加、参画を考えていく力などが求められており、子供たちの指導に当たる教員の存在が今後ますます重要になってくるものと考えられます。

小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施されますが、周知徹底期間である平成29年度を終え、平成30年度から先行実施が開始される小学校の外国語活動について、また、小学校においては平成30年4月、中学校においては平成31年4月に先行される道徳の特別教科化について、熊野町においての取り組み及び教育方針をお伺いいたします。

以上、2点について詳細な答弁を求めます。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の「放課後児童クラブの充実について」の御質問は私から、2番目の「教育行政について」の御質問は、教育長からお答えいたします。

現在4年生までとしております放課後児童クラブの対象学年を6年生まで拡大をという御質問について、私は昨年6月定例会において、遅くとも平成31年度までには6年生まで拡大できるよう検討したいと答弁をいたしました。放課後児童クラブにつきましては、保育所とともに子育て支援事業の大きな柱でございます。子供の健全育成と保護者が安心して働くことのできる環境づくりに向けて、来年度から順次、対象学年を拡大していきたいと考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 沖田議員の1番目の「放課後児童クラブの充実について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

まず、1点目のニーズ調査の結果についてでございますが、本年8月に児童クラブに入会している1年生から4年生までの児童の保護者全員を対象に、対象学年の拡大についてアンケート調査を実施いたしました。その結果、全体では75%の方が「5年生以降も利用を希望する」との回答でした。また、4年生のみを抽出した場合においても85%の方が「5年生以降も利用を希望する」という結果でした。

次に、2点目の新たな教室の確保についてでございますが、アンケート結果とこれまでの入会状況などを踏まえ、次年度以降の入会児童数を推計したところ、平成30年度においては、第二小学校を除く第一、第三、第四小学校の各クラブで、夏休みなどの長期休暇中に定員を超える見込みとなり、新たなクラブ室の確保が必要となりました。

長期休暇中のクラブ室の確保については、現時点では確保が可能であると見込まれることから、対象学年を5年生まで拡大することといたしましたが、転入出等、流動的な

要因によるクラスの増減も見込まれますので、今後も教育委員会及び学校と連携を密にし、可能な限り対応してまいりたいと考えております。また、今後の状況を見ながら6年生まで拡大したいと考えております。

最後に、3点目の支援員の確保についてでございます。次年度においては現行どおり、長期休暇中のみ支援員などを増員し対応することとしております。今後の対象学年の拡大に向け継続して募集を行い、確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） 沖田議員の2番目の「教育行政」についての御質問にお答えいたします。

次期学習指導要領は、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施されます。また、道徳は、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から特別の教科として位置づけられ、教科用図書を使用して指導してまいります。次期学習指導要領では、基礎・基本を徹底し、みずから学び、みずから考える力などの「生きる力」を育む観点から、さらなる「知・徳・体」のバランスのとれた力を育成するため、学校教育の質的な転換が求められています。その主な改善事項の中に、「道徳教育の充実」「外国語教育の充実」などが掲げられています。

道徳教育の充実では、児童・生徒が道徳的価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深め、「考え、議論する道徳」への転換を目指しています。

また、外国語教育の充実では、小学校において、中学年は「外国語活動」を、高学年では「外国語科」を導入し、小・中・高と一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り、日本語の特徴や言語の豊かさに気づく指導の充実が掲げられています。

町では、次期学習指導要領の中にもございますように、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現を目標に、子供たちを育ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 放課後児童クラブについてですが、既に広報12月号にて平成30年度から対象学年を5年生までに拡大するとの周知が図られており、深く感謝申し上げます。

しかしながら、定員を超える申し込みがあった場合については、低学年児童から入会を決定するとのこと。先ほどの御答弁では、夏休み等の長期休暇中に定員を超える見込みとなるため、新たなクラブ室の確保が必要となったが、現時点では可能であると見込まれることから、対象学年を5年生まで拡大するとのことでしたが、対象児童を1学年拡大しても、通常時においては定員数を超えることなく、クラブ室も支援員も現在のままで対応できるということでしょうか。次年度以降の入会児童数の推計結果とあわせてお伺いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） ニーズ調査を8月に実施しまして、現在、今までの実績等により推計をいたしましたところ、平常時においては定員内で推移するだろうという推計を算出いたしました。ただ、夏休み等長期休暇については、例年のことなのですが、定員を若干超えるような状況になるかというふうな予測を立てております。

夏休みに定員を超える場合があるんですけども、当日の出席者等の経緯を見ますと、定員内でおさまっているような状況も見受けられることから、申し込み状況等を見ながら児童クラブを運営していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、広報に載っておりました定員を超える場合は低学年からというのは、長期休暇に限るということですね。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 現在、ニーズ調査、今までの実績等を踏まえた推計においては、定員内でおさまっていくだろうと。12月広報に周知しました申し込みの状況によっては、定員をオーバーすることがある、あと支援員確保、教室の確保等が前提になるんですけれども、申し込み状況によっては低学年を優先的に受け入れるという体制を取らせていただきたいということでございます。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、ニーズ調査についてなんですけれども、終了時間の延長についてはどのような結果となったのか、お伺いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） ニーズ調査において、時間、何時まで預けたいか、利用希望のアンケートも同時に実施いたしました。アンケート調査をしました結果においては、17時まで、午後5時までが一番多い。続いて6時までが2番目に多いというような状況でございました。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） じゃあ、終了時間については現在のままで十分ニーズに対応できているということでございますね。

次に、以前もお伺いしたんですけれども、支援員さんのほうから、子供たちが自由時間に仲よく過ごすための図書類や室内用のゲームや玩具、屋外用の遊具などの充実を図ってほしいということだったんですけれども、今後充実を図っていくという答弁をいただいておりますが、絶対数が不足していた以前に比較して何が充実したのかをお伺いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 以前、遊具の充実をとということで御質問をいただきました。遊具の購入につきましては、支援員等現場の意見を踏まえながら計画的に購入、整備に努めておるような状況です。予算的には、29年度において60万の予算を組ませていただいております。充実したものについては、主に図書、絵本、漫画、図鑑といったようなものを今ふやしておるような状況です。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。

さまざまな事情によって放課後児童クラブを退会される方もいると伺っておりますが、支援員の資質の向上についてはいかがでしょうか。児童福祉法の改正により、指導員から支援員に変わったことについての意識改革は図られているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 児童クラブ支援員の資質向上というような御質問だろうと思います。支援員の資質向上のためにさまざまな研修を今受けていただいております。今年度に入りまして広島都市圏の広域の研修会にも参加するようにいたしました。

指導員から支援員に変わった意識の改革ということでございますが、制度改正によりまして、支援員は支援員研修を受けた者が支援員というような制度改正がございました。それによりまして、広島県で行っております放課後児童支援員認定資格研修というのを順次、現在支援員のほうに受けていただくようにいたしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 隼田課長は現場の放課後児童クラブのほうに行かれていますとお伺いしておりますけれども、以前と比べて支援員さんが子供たちをどのように支えていらっしゃるか、感じるところがあったら教えていただきたいんですけども。

~~~~~

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~

子育て・健康推進課長（隼田） 常に放課後児童クラブのほうに行けてるわけではございません。たまにというか、折を見てお伺いしております。

支援員、年数、何年か経験年数もふえ、研修も受けていただいているような状況です。気になる子等の対応の仕方ですね。そこら辺はかなり勉強されていると、スキルも上がっているというふうに感じております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） ありがとうございます。

子供たちの健全育成と保護者が安心して働くことのできる環境づくりに、今後また一層の努力をしていただきますよう要望いたしまして、放課後児童クラブの充実についての質問については終わらせていただきます。

次に、次期学習指導要領における小学校の外国語活動についてですが、先ほどの御答弁にもありましたが、中学年は外国語活動を、高学年では外国語科を導入すること。熊野町においては平成30年度から先行実施として具体的に何をされるのか、お伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） 現在、熊野町におきましては、既に先行実施、教育課程外ということで低学年、一、二年生につきましては6時間、中学年につきましては10時間、高学年につきましては35時間という時間を設けて外国語活動を行っているところでございます。

平成30年度以降でございますが、先行実施という形で文科省が示しておりますものは、低学年につきましては時間数はございません。中学年につきましてはこちらが15時間、高学年につきましては年間50時間ということが示されております。熊野町の場合につきましては、平成30年度以降はこの文科省が示しております中学年三、四年生で年間15時間というものにさらにプラスアルファの上乗せをした状態、高学年五、六年生につきましてもさらにプラス10時間程度の上乗せをした状態で先行実施をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 熊野町においては既に先行実施されているとのことで、深く感謝申し上げます。

新教材の活用及び指導法についての説明会については、教員が積極的に参加をされているのかお伺いいたします。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 外国語活動につきましては、県の研修会が年間3回、これは広島県小学校英語教育推進リーダー研修というものが年間3回行われております。また、熊野町内におきましても、熊野町英語大好きっ子プロジェクト、こちらの全体研修会等も行われております。こちらもやはり同じように年間3回の研修を実施しております。こういった研修を行うことによりまして、それぞれ各リーダーが受けた研修を各学校に持ち帰って還元をするというようなことで、外国語活動につきまして、これから始まりまます全面実施に向けての各学校間での連携もとりながら、研修等を行いながら教員のスキルアップを目指しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 中学年は外国語活動、高学年では外国語科ということなんですけれども、今後、中学年はALTが対応するのか、高学年については担任教諭が指導するのか、その辺をお伺いいたします。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 今現在、ALTにつきましては、中学年が学期に1時間から2時間程度、高学年につきましては1週間に1時間程度、各クラス1時間程度ということでALTに入っております。今後でございますが、先ほどお話をいたしました先行実施に向けて、やはりこういったALTの活動、ALTの運用、こういったものは大変重要になってくるのではなかろうかというふうに考えております。そういった意味で、低学年、中学年、高学年、いずれもALTの協力を得ながら、担任の先生、また熊野町の場合は加配教員というものがございます。特に、今年度につきましては第四小学校と熊野中学校のほうに英語の加配教員を県のほうから配置をしていただいております。こういった加配教員、あるいはALT、こちらを十分に活用させていただきながら、今後も英語教育の充実を図っていきたい。低学年、中学年、高学年、それぞれ外国語活動の充実を図っていくために、その活動を充実してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 授業実数の増加に伴い教員への負担も多くなると思われますが、ALTは現在の小学校1名、中学校1名では対応できないのではないのでしょうか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 今現在、小学校に1名、中学校に1名ということでALTを配置しております。しかしながら、今後平成32年度を見据えたときに、今の小学校五、六年生でいいますと時間が倍増いたします。また、中学年におきましても外国語活動とい

う形に入ってまいります。そうした中で、やはりALTにつきましては、当然予算等の関係もございますので、財政当局と協議をしながらということになってまいろうかと思いますが、そのあたりも含めて十分今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 教員の負担がかなり大きくなると思いますので、ぜひともALTの数もふやしていただきたいと思います。

それでは、教育長にお尋ねいたします。教育長肝いりの熊野町英語大好きっ子育成プロジェクトでは、小・中連携のもと、各小学校における授業研究等を行う仕組みをつくっているとのことですが、次期学習指導要領を踏まえて、今後どのように取り組まれていくお考えなのかお伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） まず、新学習指導要領にかかわりまして、私たちは教育公務員でございます。法でございます、我々の法となっております学習指導要領に基づいて、粛々と確実にやってまいりたいと思います。

なお、平たい言葉で先に言っておきますと、英語教育につきまして、外国語教育につきまして、他の市町の子供たちと絶対に損をさせないと、そのつもりでいろいろと考えたいと思います。

そして、先ほどの御質問の件でございますが、私たちは他の市町より先んじてそういったプロジェクトをつくって子供たちに考えてきたんですが、私の過去の苦い経験から、英語を、外国語をいわゆる教科として考えたんでは嫌いになる子はたくさんいます。そうじゃなしに、英語にしる、外国語にしる、人間対人間をつなぐツールであるということから、したがって外国語も英語も日本語も一緒でございます。人と人をつなぐものがそういった言葉なんだよということを基本に据えながら、先ほど横山次長のほうが申しましたように、時間数は結果的には他の市町より若干ふえる中で、確実に

今の小学校5年生が33年になったときには新学習指導要領に基づいた入試がございます、高校入試。そのときに損をすることのないように、確実にやってまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。町内の教育研究会に出席しておりましても、教育長の思いが現場に伝わっているなということを感じております。

東中学校では修学旅行で大使館を訪れる際に、熊野町のアピールを現在英語でされていると伺っております。先日、学習発表会にもお邪魔させていただきましたけれども、5年生の対外活動について、日本語と英語と両方の劇で発表をされておりました。これも常日ごろから教育長が熱く語っておられる、先ほどの答弁にもありましたように、言葉としてのツールとしての大切さ、日本語も英語もという思いが現場にあらわれているのではないかなと思って深く感謝しております。

小学校における外国語活動については、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り、日本語の特徴や言葉の豊かさに気づく指導を充実していくことが重要であると考えますので、その点についてしっかり取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、道德教育の充実についてですが、児童・生徒が道德的価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める「考え議論する道德」への転換を目指すとのことでしたが、これまではどのような道德教育をされていたのでしょうか、お伺いいたします。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） 今までの道德教育を否定する気はございませんが、ともすれば価値の押しつけ、こうしてはいけないよ、先生に怒られるからしてはいけない。お父さん、お母さんに怒られるからしてはいけないというようなことから、みずからなぜいけないのか、よくよく考えて取り組むような、済みません。だから、価値の押しつけ的なところがあったということで終わりたいと思います。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 心のノートというのを活用されてたと思うんですけども、それについてはいかがですか。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） 心のノートというものを使って、自分がどう考え、どのように、いわゆる知識として、心のノートというものを活用して、知識としては十分使って身につけていたんじゃないかなというように思っています。

それで、いわゆる道徳は子供の心を耕するのが教科の目標だろうと思います。したがって、子供たちに、先ほど民法議員の質問にもございましたが、自転車の乗り方については知っております。ごみが落ちとったらどうするかというのを聞いたら、10人が10人、拾ってごみ箱に入れる。自転車は1列できちっと行くということを知っておるんですが、道徳の難しさというんですが、このいわゆる道徳的实践力、先ほども議員のほうも言われましたが、どうやって行動化するかということが非常に大切なところでございます。

ただ、学校では全教育を通して道徳というのは、教科の全てのいわゆるかなめにございます。道徳の時間でも教えますが、しかし全ての教科を通してそういった道徳的实践力に結びつけていくということでございます。

ただ、これは国語とか数学とか英語、理科というのは、学校の中で教え切ることができます。が、この道徳というものの難しさ、価値観でございますので、やはり親、保護者、そして地域の人を巻き込まないと実践化には結びつきにくいということです。

とりわけ、例えば一緒に親子がドライブしておった。そしてお父さんはたばこを吸いながらぼんと窓の外に投げる。そして灰皿のごみ箱をぱっと下へ捨てる。それを見た子供が、ごみはきちっとごみ箱へということは知ってノートには書きます。先ほどのノートにはちゃんと書いております。が、結びつかない。そういったことで、地域総ぐるみでやっていきたいというように考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。

今回道徳が特別の教科と位置づけられた背景には、いじめの深刻化や低年齢化によるものがあります。検定教科書の内容について、いじめの問題への対応の充実がありますが、先ほど教育長もおっしゃいましたように、道徳的価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とできない自分との葛藤から生じる問題として、いじめをせずに誰とでも仲よくしたいという考えには、総合理解や涵養、友情や信頼等が含まれておりますが、現実の場面では傍観してしまったり、相手にも否があると思ってしまうたり、異なる考えや立場を受け入れられないなど、葛藤が生じてまいります。自分ならどうするかという観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見を持つ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的、多角的に考えるということですが、現場の教員の力量により、児童・生徒への道徳性のはぐくみ方が大きく変わってくるのではないのでしょうか。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） このたびの学習指導要領、道徳の中にいじめということが特に入っていました。これは先ほど議員が言われたとおりでございます。それで、我々のスタンスといたしましては、いじめは絶対許されないんだというスタンス、これだけは崩さないで、教員がそれぞれ力量によって、若干表現の仕方は違うかも知れませんが、これを強く指導してまいりたいと思います。

いじめというのはほんとに心に傷をつけるとともに、時としては命にかかわる問題でございます。したがって、被害を受けた子供、加害者、そして周りで見えていた子供も、結果としてはいずれも心に傷を受けるものです。そんな中で、現実いじめは現実には起っております。

と申しますのが、これ皆さんよくよく知っておられると思うんですが、子供は遊びの天才です。大人が考えられないようなことを考えます。そして、子供は大人の、先ほど言いましたが、子供は大人の姿を見ております。そういったもので、きちっとやっぱり

学校教員が、クラスの中では、学校の中ではいじめがあるという認識に立って、あつてはいけないんです。あるという認識で立たないといじめは見抜けません。常にいじめがこのクラスではあるんじゃないか、この学校ではあるんじゃないかという目で見ながら、そしていじめがある学校が私は悪いんじゃないと思います。いじめはあります、あると思います。が、あつたときにその教員集団、子供集団が全力でそれをきちっと理解して、いっていじめをなくす、そういった学校がいい学校だというように思っております。だから、単なるいじめがあつた学校が悪いと。よく見つけたという視点もあると思います。見たふりをして、現実、見たふりをして発見ができない学校もたくさんあります。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。ぜひともいじめは絶対にだめであるということ、を根本に進めていただけるということですので、期待いたしたいと思います。

先ほど教育長もおっしゃいましたが、特定の価値観に基づいた結論へと導くような授業ではなく、正義とは何か、権利と義務とは何かなど、答えが一つではない課題を子供たちに投げかけ、子供たち自身が考え議論するという、この答えが一つではない道徳教育については、どのように評価をされるのか、お伺いいたします。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） このたびの学習指導要領では、特別な教科、道徳となりました。特別な教科となった理由は、まず担任が原則やってほしいと。そして、今までは道徳については評価しておりませんでした。評価をするというところが変わっておりますが、他の教科のように数字でもって評価するのではなく、個人内評価、いわゆる評価の中には絶対評価、相対評価、個人内評価というのがございますが、個人内評価というところで評価してまいります。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） この特別の教科として道徳の授業で学んだことが、現実の学校生活の中での生徒間のトラブルや教員とのトラブルの対応の仕方によっては、授業で学んだことと現実の社会で起こることは必ずしも一致しないと思い、子供たちが疑問に思うことのないよう、先ほど教育長もおっしゃいましたが、保護者や地域の方たちも非常に重要になってまいります。私たち大人が気をつけていかなければならないと考えます。家庭、地域との連携協力として親子道徳の日などを設定して取り組むことも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） 議員御指摘のような方法も一方法あるかと思えます。そして、各学校におきましてもいろんな広報を通じて、学級通信とかあるいはPTAの研修会であるとか、いろんな場面で我々のほうもそういった立場で、道徳ということでじゃなしに、例えばこの1月14日にも人権講演会がございますが、そういった人権講演会にも多くの方に参加していただくように啓発をしてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） よろしく願います。

また、多忙をきわめる教員の負担軽減やサポート体制の拡充も重要になってまいりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次期学習指導要領は予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合っかかわり合い、その過程を通してみずからの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生のづくり手となっていけるようにすることが重要であると、長年学校教育が生きる力の育成として目標としてきたものであります。町長は学校施設の耐震化や大規模改修工事、電子黒板やタブレットの整備、また学校支援員や介助員の配置など、教育環境の整備を着実に進めてくださっております。整備をされた教育環境の中で最も重要なのが、教員の指導力であります。教員が子供たちの深い学びに十分に携われるようサポ

ート体制を強化していただき、教員自身のスキルアップに努めていただきたいと思います。子供たちにとって最大の教育環境は教師自身であるとも言われております。今後はより一層教育長のリーダーシップのもと、熊野町の未来を担う子供たちの人生を生き抜く教育に力を注いでいただきたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

（休憩 11時41分）

（再開 13時30分）

~~~~~

議長（山吹） 午前の休憩前に引き続き、一般質問を行います。

10番、大瀬戸議員の発言を許します。大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） 10番、大瀬戸でございます。水道事業につきまして質問をさせていただきます。

これまで水道事業はそれぞれの市町が独自に運営してきましたが、それを県レベルに統一して、今後の安定した水道供給を目指すという記事が中国新聞に掲載されました。9月の決算委員会でその説明があり、降ってわいたような話で、まだ会議が始まったばかりだと聞きました。各自治体はどこも水道施設が老朽化し、人口減も影響して、厳しい水道行政を強いられており、このままでは立ち行かなくなる自治体が出てくることは目に見えているということで、広島県も急ぎ解決策に乗り出したのだと思います。

他県では例があって、不可能な話ではありません。浄水施設や配水施設等を自治体を超えて共有すれば、その分、コストが抑えられます。水道の広域連合ということだと思います。ただ、各自治体間の状況には大きな差があって、この調整は難航することは容易に想像できます。仮に料金を平均化すれば、熊野町は下がり、広島市は上がるわけですから。このような状況を踏まえ、この議論のその後の進捗状況と熊野町のスタンスを確認したいと思います。

熊野町の水道事業は健全に進んできたところですが、さきに示された水道ビジョンに

もあるように、施設や管路の老朽化は深刻で、今後も大きな町民負担となることはわかっています。ただでさえ高い水道料金ですが、料金転嫁なしに堅実経営をするには、これまでに増して努力が必要となるでしょう。広域連携となるにしても、1年や2年で落ちつくものではないと思いますので、当分は単独で運営しなければなりません。これに関して、昨年3月に質問いたしましたその関連質問と水道ビジョンをもとに、今後の課題や事実関係を再度確認いたします。

以上です。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 大瀬戸議員の「上水道事業の今後の方向」についての質問にお答えいたします。

水道事業の広域連携案につきましては、今年9月の新聞報道等にもありましたように、広島県における県内上水道事業の広域連携について、全県での事業統合を基本に、県・市町と協議の場を設けたい旨の考えが示されたところでございます。今後、他の自治体と同様に本町の人口減少が進行し続けた場合、将来的に町単独では厳しい事業運営が予想されますので、県が示す広域連携案は有効な施策案の一つであると考えております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 大瀬戸議員の「今後の上水道事業の方向は」の御質問について、詳細にお答えします。

9月の報道で掲載された後の広島県の取り組み状況につきましては、広域連携案の中間まとめに基づいて各市町の意見の聴き取り及び調整を行い、年内をめどに広域連携案を取りまとめると伺っております。また、平成30年度には広島県及び関係市町による広域連携に係る協議組織が設置される予定と伺っており、本町としましては、この協議組織へ参加することにより、広域連携のメリット・デメリットを把握して、賛同の可否の方針を決めていきたいと考えております。

次に、平成28年度に策定いたしました熊野町水道ビジョンにつきましては、単独運

営を前提とした中期計画及び目標を定めたものであり、これからの町水道事業を取り巻く厳しい環境を認識した上で、現実的な手法により今後も安定した事業運営を目指す必要があります。

なお、広域化に係るプランにつきましては、今後、広域連携に係る協議が進む中で、県が取りまとめる広域連携案が基本となるものと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ありがとうございます。

まず、新聞記事に関しましては9月に1回と、それから11月にも出ておりますが、県と市町の水道事業を統合するということから、11月の中には具体的に安芸高田市の例が掲載されておりました。安芸高田市におきましては、料金収入で支出を賄えないと、一般会計から繰り入れているというような記事でございました。

28年、1年半前の3月議会で私が質問いたしましたけれど、熊野町は今のところ採算ぎりぎりの状態で何とかクリアしていると、マイナスではないというふうな認識でございますが、これでよろしいですか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 採算の面では、今黒字運営で行っているところでございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 今のところは黒字でいけているという認識でございます。

その水道統合に関しましてですが、9月以降、8月に最初に話があったんじゃないかと思うんですが、9月以降、協議が続けられておるといふふうに聞いております。それに関しまして、今までの具体的な動きというものをまずお聞きしたいと思います。それから、現時点での展望とか、そういったところをお聞かせ願えたらと思います。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 県内統一事業、上水道事業統合の話がまず出ましたのが、こ  
としの8月の課長を含んだ会議の中でまず方向性が明示されたところでございます。そ  
の後、会議が2回ほど行われまして、その中で意見交換等、市町の意見を聞き取ったり  
という状況でございます。現在のところは意見の聞き取りを行った上で、各市町へまた  
いろいろな、来年度からの協議会の参加のこととか、いろいろ市町を県のほうに回って  
おられるということをお伺いいたしました。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ありがとうございます。

今までのそういった会議とか説明を聞いた上でということになると思うんですが、熊  
野町としてどういう目指す方向といいましょうか、どういう形で、先ほども答弁の中で  
触れておられましたけれど、もう少し踏み込んで、どういった形で、ぐいぐい引っ張っ  
ていくという形は無理かとは思いますが、どういうスタンスでこれに目指すのかという  
ことと、それから、わかる範囲でよろしいですが、今後のスケジュールを教えてください  
たいと思います。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 今までの会議の受けた中で、熊野町としましては、まずもっ  
ては今後の厳しい単独運営の中では、まさに先ほど町長がおっしゃられたように、有意  
義な施策の一つとはなり得るかと考えております。ただ、具体的なまだメリット等には  
及んでいないので、そこら辺はこれから会議等に参加して、また把握していきたいと考  
えております。

今後のスケジュールといたしましては、一応この意見の取りまとめにより広域連携案  
の最終まとめを県のほうに行った結果をもって、また市町のほうと協議をいたしまして、  
来年度、広島県による協議会というものを立ち上げ、それにまた参加をしていくという  
スケジュールとなっております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ありがとうございます。

今進行中ということでもありますし、不透明な部分も多いかと思います。その都度また議会のほうには説明があると思いますので、進展があり次第、お知らせ願えたらと思います。

熊野町にとっては、この話は、あるいは県全体にとっても非常に画期的な議論だと思えますので、ぜひとも前向きに検討していただいて、一日でも早くこの結果が残せるようにしていただければと思っております。

ただ、ほかの他県の例から見ましても10年ぐらいかかっていたりしております。すぐ1年、2年という形で来年すぐというような話ではないと思われまして、当面はやっぱり独自で、単独で水道は運営していかなければならないというのが現状かと思えます。

それで、まず水道ビジョンというのが去年示されましたので、この水道ビジョンというのはこの合併話の起きる前につくられたものでありますから、この水道ビジョンという方向で今後やっていくということになるかと思えますので、この水道ビジョンに関しましての質問をさせていただきます。

まず、この水道事業、町内、熊野の水道事業に関しては、3年前ぐらいまでは比較的安定した経営ができておりました。しかし、ここへ来て、この二、三年でしょうかね、人口減とか、需要減、それから節水機器の発達とか、さまざまな理由で水の需要が減ってきておまして、今ではかなり厳しい状況になっていると、経営的にですね。という認識なんですけど、3月、1年半前の質問のときに、今後10年は値上げせずに事業は続けることができるというふうな答えをいただきました。これに変わりはないでしょうか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 昨年3月に大瀬戸議員から御質問のあった今後の10年の運営についてですが、今もって経営状況を見ますと、今後10年は大丈夫だと私は思っております。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ありがとうございます。改めて安心したところですが。

まず、水道ビジョンに沿って質問させていただきます。水道事業が耐用年数を迎え始めた、まず初めにのところに書いてあるんですけど、事後保全では対応し切れない、目標の達成状況、各種施策の進捗の評価、見直しを適宜行うというふうにあらわされてあります、書いてあります。この達成状況とか進捗の評価、見直しを適宜行うというのは、具体的にどういったことなんでしょうか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 当面の何年とかという目標等はまだ定めてはおりませんが、中で達成状況が余りに違ってきたりとか、収益のほうとか、人口減少とか、また推移が推計と変わってきた場合、乖離が生じた場合は考えていこうと思っております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 臨機応変にということだとは思いますが、柔軟に対応していただければと思います。

それから、強靱な水道ということに関しまして質問させていただきます。水道ビジョンをお持ちでしたら8ページになりますが、施設の老朽化、それから同じく耐震化、あるいは同じく持続、これ全てに値すると思うんですけども、ここの課題のところに、「更新需要は膨大であることから、財政検討等を行い、更新事業計画の立案や財源確保が課題となっている」というふうに書いてあるんですけど、これを読むとびっくりするほど大きな話というか、重大な話がさらっと書いてあって、財政検討等を行うとか、更新事業計画の立案や財源確保が課題だと、かなり大きな問題だと思うんです。この課題を具体的にどうこの課題を乗り越えるのか、どういう形で、いつまでに計画を立ててどのようにしていくのかというところが触れてないんですが、そのあたりはどうでしょう

か。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） まず、ここの課題につきましては、一応水道事業の10ページ、11ページにございます更新需要のことについてまず試算を行った場合、法定耐用年数ということで考えた場合はかなり莫大であるという課題となっております。この財政検討を行い、水道ビジョンの中で一応行った結果、方針を立てまして、現実的に重要かつ緊急性のあるものを優先して行っていくということで、一応そういうビジョンのもと、この水道ビジョンを作成させていただいております。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 例えば、耐震化に関しても、課題のところには「財源確保や他事業との事業費の調整」というような言葉が使っております。ということは、要するに今までやってきた、単独で水道事業で賄ってきたものが、やっぱりこれ見直しが必要になってくるのではないかとこのビジョンで書いているということだと思っておりますが、これはそうはいつでもよその事業とのお金のやりとりとか、根本的に、財源確保とか根本的な話でありまして、かなり重大な話を水道ビジョンだけで取り上げるというわけにはいかないと思っておりますね、ほかの一般会計との絡みもあります。この辺の見積もりといいましょうか、そういったのはどういうことになるのかなと思っております。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 財政検討を行っていきと書いてはありますが、実際、財政検討は水道ビジョンの中で行った結果、今の更新費用等を抑えることによって、健全な運営を行っていきというもので、一般財源に影響を及ぼさないように、一般財源の繰り入れ等をないものとして考えて一応事業計画を立てておる次第です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸）　じゃあこの水道ビジョンは大げさに書いてあるというふうな見方でよろしいんですか。

議長（山吹）　寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内）　ここに書かれてあることは、法定耐用年数を基準としてちょっと考えたもので、それでちょっと厳し目に書いてあるものでございます。

議長（山吹）　大瀬戸議員。

10番（大瀬戸）　わかりました。法定耐用年数っていうのは、安全率をたくさんかけてあるとか、いろんなことがあるでしょう。あるでしょうが、一応法定ですから、法律で決めてある数値というものは、ある程度根拠が、ある程度じゃないですね、かなり根拠のしっかりしたものだと思います。苦勞する部分ではあるとは思いますが、極力この法定というものは大事にしてほしいなというふうに思います。

苦肉の策で、まともに計算したら膨大な費用になるからということもあるでしょう。そこはいわゆる企業努力といいましょうか、努力をして、少しでも余計なお金を使わずに、安心、安全な水道を供給するという目的を達成しなければならないというジレンマはあると思います。しかし、こういう現実もやっぱりあるんだということで、しっかり受けとめてやってほしいというふうに思います。今後もそうです。ですから、ある意味危機感をもって対応してほしいなというふうに思います。

例えば11ページですね。ここには具体的にお金を書いてあります。40年間今後更新に必要なお金が年平均にすると1年当たり2億7,000万円かかるというふうになってます。水道会計5億3,000万ということですから、半分近いような額が更新にかかるという数字が出ております。これは一般のほかの施設のときにもお話をしたと思うんです。これまともに計算したらこうなるよということで、先ほどの法定耐用年数とかいうことで。現実にはだめになった分からとかいろんな方法があって、実際にはこの2億7,000万、毎年、というお金は要らないんだろうと思います。その2億7,000万を使わないで済むような方向で今から努力して、研究して、更新をしていくんだと

ということだとは思うんですけど。

今現状、多分、維持管理費って、多分年間1700万程度だと思うんですね。それが2億7,000万かかるよという数字が出ております。これをもう少し、先ほどもありました現実的な更新の方法というのがありましたけど、現実的な更新の方法でこの2億7,000万かかるものが2,000万程度で抑えられるという見込みというところをちょっと聞いてみたいんですが。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 今の維持管理費、修繕等に要する費用が1,700万程度かかっているというところでございますが、この先のやっぱり更新を考えると、維持管理費のみではなく、長寿命等を捉えて耐震化等も含めて考えていった場合、やはり1億前後の投資は必要となってくるのではないかと考えております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） そうなりますと、やっぱり例年どおりの予算組みでは到底これ追いつかないんじゃないかと思うんです。しっかりこういったあたり、予算組みするとき、今までこうだったからこのぐらいの値段でいけるだろうという例年の計算では、明らかに成り立たないというのがわかっておりますから、これは大いに予算組みのときに議論していただきたいと思います。これは逃げられないもんですから、更新はし続ける必要があります。もうやめたというわけにはいきませんのでね、特に管路とか配水施設というのは、なしでは水の供給が不可能になりますから、ここのところはどうしても必要なものですね。やめたというわけにはいきません。ですから、これは現実的に受けとめて、予算編成に大いに影響してくることですから、検討していただきたいと思うんです。

それから、これ水道ビジョンというものはそもそもコンサルタントに委託して出てきておりますので、熊野町が出しているということにはなっているけど、どうしても書き方はコンサルタントが熊野町に対してアドバイスしているような書き方になってるところがちょっと目立ってしましまして、余りよろしくないなと思うんですが。例えば、

12ページですね。計画期間の意味なんですけれど、これはいいんです、ごめんなさい。基本理念のところ、水道の安定供給を持続していくためには、配水池や配水管の維持管理を適切に行っていくことが重要ですよというふうな、こんなものは当然、町は当然のことでありまして、わざわざ町が今までの大変なことを書いてるのに書く必要はないよ。コンサルタントが町に大変ですよ、直してくださいよと言ってるような言葉遣い。こういったのは余り感心しませんので、これが本が、冊子が何とかコンサルタント会社から熊野町さんへというんだったらわかるんですけど、熊野町で出しておりますから、町が住民に語るという言葉にかえてほしいというふうに思っております。そこらも一つ、やはり危機感といいましょうか、危機感不足がそういう言葉を生んでるような気がしてならないところがあります。

それから、余談でございましたが、14ページ、この事業計画の中に、先ほど申しましたような8ページとか、9ページのところの財源確保とか、そういったようなことの計画が、この事業計画のところに来るべきものではないのかなと思うんですが、そういったものはなくて、具体的な工事内容のようなことが書いてあるわけですけど、ここにもそもそも財源確保とか、どうやったらたくさんのお金を使わなくて済むかというような計画がここであらわされるものだと思っておりますけど、触れてありません。このあたりはどう考えたらいいんでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 大瀬戸議員御指摘のとおり、事業計画の中で触れるべきことだったと思います。以後、また作成等には気をつけて考えていきたいと思っております。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 大瀬戸議員さんおっしゃることはもっともだろうと思っております。しかしながら、この水道ビジョンを策定するに当たって、模型的にそういう書き方をしなさいよという模型がございまして、ある程度それに沿ってつくりましたもので、こういったちょっとわかりにくいような感じになってるところもあろうかと思っております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） できれば型がないと初めとっつきにくいかもしれませんが、でき上がったものをかみ砕いて、町民にわかりやすい言葉で、これに限らずですけど、やっていただくと助かるなというふうについていつも思っているところでございます。

17ページに、これ終わりにというところに、ここにも書いてあるんですね。起債借入等を視野に入れた事業運営って書いてあります。起債借入を視野に入れたというふうには、が必要だというふうにうたってあるんです。これ具体的にはどういうことなんでしょうか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） この水道ビジョンの中でという意味合いではないんですが、将来的に料金改正等を行わずに健全な運営をやっていく場合、他の自治体もそうなんですが、起債借り入れ等により運営を行い、料金を抑制している自治体もあるということで、そういうことも視野に入れていきたいと考えております。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） そういったことも必要となってくるだろうということだと思うんですね。それはそれで仕方ないと思うんです。行き詰まるというか、いろいろ社会的な変化が起きて、水道事業というものが今までどおりのやり方では賄い切れなくなるというのは、私は要するに何とかしろという話じゃなくて、自分が言いたいのは、そのところを迅速に柔軟に対応していくべきだろうということが言いたいわけです。ですから、先ほども言いましたけども、予算編成なんかも重要になってくると思います。今までどおりの5億3,000万ではやっていけないよというようなことがあるのであれば、起債借入とか、あるいは繰り入れとかいう方法、どういった方がいいかわかりませんが、それまでしてきちんと安心安全を確保するという必要性が出てくると。もうすぐに来年から出てくるというようなことだと思うんですね。

ですから、私が思うのは、大丈夫です、大丈夫です、健全です、安心です、安全ですと町民を驚かささない、安心させるということはもちろん必要なんですが、現実的に厳しいんだから、厳しいんですということで、そのために町民の税金で運営している全体のバランスを若干水道に回させてくれとか、そういう議論があってしかるべきだと思うんです。ですから、そこら辺を大丈夫だ、大丈夫だと言い過ぎるのが、逆に不安を駆り立てているという点があるとも思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 議員おっしゃられるとおりなんですけれども、やはり公営企業という独立した会計を持っておるという中で、安易にやはり一般会計のほうから繰り入れるとか、そういったことは最終手段的なものだろうと思っております。

という中で、いかに継続して水道料金値上げせずに継続させるかという中では、やはり通常の経費を最低限に抑えて、利益を上げて、それをいかに建設改良積み立てのほうに積み立てられるか。また、その積み立てたお金をどういうふうにするかにかかっておるんだろうと思います。内容については、議員さん、御心配のとおりだろうと思います。以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） いずれにしましても、具体的な計画というのはずっとつくっていかなくちゃならないと思うんですね。今水道ビジョンというのはあくまでも大まかな、大ざっぱなことでありまして、例えばじゃあ優先順位はどうするのかとか、どこから直していくのか、いつまでに幾らかけるのかとかいうような、具体的なことはこれからしていかなきゃならないと思うんですけど、これからするんだというふうには書いてあるんですが、緊急を要するといいたいまいしょうか、すぐしていかないともうあっという間にこれ5年、6年たってしまうから、更新のことが一番大きいとは思いますが、この計画はもう早々と立てていただきたいのが一つと。

それから、先ほどの話の統合の話ですけど、統合がある場合、多分何らかの形で統合はするとは思いますが、その統合の場合では更新をしなくてもいいものも出てくる

というようなことありましようから、そういったところも踏まえながらの計画という  
のもする必要があると思うんですけど、そういう予定としてはあるんでしょうかね。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 統合を視野に入れた施設、恐らく統合等の計画のことだと思  
いますが、まだ今の時点でやっぱり事業統合という大きな枠の県の計画ということであ  
りまして、具体的な計画等については、今のところはまだございません。町ではござい  
ません。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ありがとうございます。

この問題、水道の今後の更新問題とか、老朽化の問題というのは差し迫ってあります。  
水道事業は今後ますます厳しいものになると思いますので、思い切った施策を打って、  
町民の安心を担保していただきたいというのが私の気持ちでございます。そのためには  
やっぱり要るものは要るんだと、かかるものはかかるんだというようなところもある程  
度は必要かと。もちろん努力はしていただく必要はあるんですが、賢明な更新事業とい  
いましょうか、どういうふうな直し方、あるいはどういう材料を使うとか、もちろん研  
究されているとは思いますが、さらなる努力を求めたいと思います。

先ほども言いましたように、予算も含めて大胆にこの問題を乗り越えていただきたい  
というふうに思います。特に答弁は必要ありませんので、これはお願いということにな  
ると思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（山吹） 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

続いて、3番、立花議員の発言を許します。立花議員。

3番（立花） 3番の立花でございます。2問ほど質問させていただきます。

まず第1問目ですけれども、樹木等の越境トラブルについてということで、核家族化や少子高齢化によって、かつてない多様な困り事がたくさんできわえているようです。その中の一つに、隣の家の木や枝が、あるいは葉っぱが落ちて困る、何とかならんだろうかという。ずっとここで暮らしていくことを思えば、裁判沙汰にもできずに、以前よりももっと憂鬱な暮らしをしていると、毎日を送っているといったような、いわゆる越境トラブルということを最近よく耳にいたします。

民法233条第1項では、隣地の竹とか木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができるとなっておりますが、さきの理由からもそう簡単に割り切れるものではありません。総合計画において、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためのまちづくりを進めていくことは重要な課題ですと、施策目標が掲げられています。

ところで、最近の異常気象というのはどこで災害が発生してもおかしくないという、そんなことを言われておりました、決して熊野町も例外ではないと思っております。災害から身を守るために一番大切なのは、今まで起こってありました各地での大災害からの教訓から得られたものとして、住民同士のきずなということが言われておりますけれども、そういった観点からも、ぜひともトラブルがなくなるような取り組みをしていただきたいと思っております。

そこで、町に寄せられる相談件数、さっきのトラブルの相談件数とその対応。そして、2番目に町に寄せられる苦情件数とその対応。そして、今後の取り組みについて、以上3点についてお答えをお願いいたします。

それと、2問目といたしまして、シニアカーの普及について。これは1年前にも質問させていただきましたが、シニアカーが安全に走行できるための歩道整備につきましては、県の予算がないのでどうしようもないと。ただし、道路の改良工事の際には段差の解消など、きちんと整備はしておりますということでした。

全国的に高齢者の運転免許証の自主返納というのがふえつつあるようですが、熊野町においては買い物に行くにも病院に行くにも便利が悪いので、危険は薄々感じながらもなかなか手放すわけにはいかないと、それが実情だと思います。シニアカーに関していえば、安心して走行できないので利用する気はないといった思いがあるのではないかと思います。

先日、ある交差点で私の二、三台前をそのシニアカーが走行しておりました。もちろ

ん右側を走行しておられましたけども、歩道が狭くて、やむを得ず車道におりて走行されておりました。いよいよ時速6キロですから、のろのろの速度で交差点に差しかかられたとき、具体的に言えば萩原の農協があるところなんですけども、そのシニアカーが前側から、ちょっと口ではなかなか説明ができませんけども、大きなトラックがやってきまして、そのトラックがシニアカーを避けるというか、よけるという、そういったことで中央線のほうに大分よけられたんですけども、そうしたときに、こちら私のほうから行く車との間で渋滞が起こって、とうとうシニアカーが行き過ぎるまではほんとにそこはどうなるんだろうかと思うようなことになりました。その光景を見るにつけ、私もはらはらして見ていたんですが、多分当人にとったらもっともってはらはらされていたんではないかと思われま。

県道とか町道問わずに、財源不足を全面に上げて歩道整備は不可能と決めつけるのではなく、高齢者が生き生きと行動できるような何らかの対策を講じていただきたい。今後ますますシニアカーは普及してくると思いますが、普及したほうがいいのか、普及しないほうがいいのか。またそれにかえられるものがあるのか。安全とか健康等、多方面にわたっての今後の取り組みをお伺いいたします。

1番として、現在どれくらいシニアカーは普及しているのか。

2番目として、全国的な普及の傾向と全国的な課題について。

そして、今後の取り組みについての詳細な回答をお願いいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 立花議員の二つの御質問のうち、1番目の「越境トラブルについて」の御質問は私からお答えし、2番目の「シニアカー普及について」の御質問は民生部長に答弁をさせます。

1番目の「越境トラブルについて」でございますが、高齢化等に伴い、隣の家の木の枝が伸び放題で迷惑をこうむっているという相談が町にもございます。今年度実施いたしました地域懇談会においても、幾つかの自治会から課題として挙げられておりました。

しかしながら、樹木による越境トラブルについては、基本的には土地所有者同士の問題となるものであるため、町がトラブルの解決には立ち入れないのが現状でございます。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 立花議員の1番目の「越境トラブルについて」の御質問に、詳細にお答えいたします。

越境トラブルについて、法律任せでなく、町による独自の取り組みをとのことでございますが、町といたしましては、法律の枠を超えて、私有財産である樹木について、町が強制力をもって剪定や伐採ができないこと、またそれらについて行政指導や命令等を行うことができないのが実情でございます。当事者間での解決が基本となりますが、高齢により自分で伐採できない場合は、熊野町高齢者能力活用協会や、トラブルの解決については町の無料法律相談の紹介などを行っております。

町といたしましては、住民トラブルにならないよう、責任ある財産の管理について、日ごろから住民の皆様と呼びかけてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の「シニアカー普及について」の御質問にお答えいたします。

ハンドル形電動車いす、いわゆるシニアカーは、歩行が難しくなったり、自動車の運転に不安のある高齢者が、買い物や通院等のため利用されておられます。バイク店などで自費により購入された件数は把握しておりませんが、介護保険サービスにより、現在、15名程度の方がレンタル利用をされておられます。シニアカーは、道路交通法の規定では車両ではなく歩行者扱いとなるため、車道ではなく歩道を走行することとなっております。しかしながら町内においては、歩道の走行が困難な箇所も多く、やむなく車道を走行しているというのが現状です。

このため、安全面での配慮が必要となり、介護保険での利用に際しては、利用者の心身の状況や利用目的などを把握した上で、担当のケアマネジャーがケアプランに位置づけ、レンタル業者による操作方法や安全運転指導、また定期的な点検を行っております。町といたしましては、高齢者の日常生活を支援するため、介護保険制度に基づき、シニアカーの適切なレンタル利用に努めてまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 住民からのトラブルについての相談を受けておられるということですが、これは相談窓口というのは特定してそういったものだけ開いておられるというわけじゃないんですよね。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） 今の御質問でございますけども、相談等につきましては、特段これといった特定のものということではなく、隣人トラブル、隣接するトラブルであるとか、騒音であるとか、異臭であるとかといったものも含んだ近隣でのトラブルを含めたものの相談が寄せられております。

先ほども御質問ございましたけども、樹木の越境に関する問い合わせ、御相談ですけども、これにつきましては、ここ二、三年は年間2件、3件で推移しております。これはあくまでも直接生活環境課のほうで承ったものに限定されております。そのほかの部署であるとか、高齢者能力活用協会のほうへ直接相談をされている件数も多数あるようでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 先ほど言われました地域懇談会においては、かなりのこういった件数というか、相談があるという、そんなことも聞かせていただきましたけども、今の回答でいえば二、三件しかないというようなことのように聞こえましたけども、二、三件は私だけでも聞いているようなことなんです。直接それを役場のほうに相談に行かれるかどうかというのは私もよくわかりませんが、農業の相談とか、いろんな子育て支援とかは個別に窓口があるようですけども、こういったような越境トラブルというのは、先ほど最初の質問でも言わせていただきましたように、本当に町民の結束というか、きずな、こうしたものは本当に大切なことであって、今すぐ災害が起こってどうこうということはないかもわかりませんが、いつ災害が起こってもおかしくないような状態の中で、やっぱり日ごろから町民同士、隣人がお互いに仲よくしておかなければいけないということから思えば、もっともっと対応を、ただ法律で任せて裁判所で、個々のけん

かは自分ら勝手にやってくださいというのではなくて、もっともっと町のほうとして取り組める方法があるんじゃないかと思いますが、そこらあたりのことはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） 基本的には直接相談なり、問い合わせいただいたものについて、できる限りのアドバイスというのはさせていただくように考えておりますけども、先ほどの答弁にもございましたように、直接的に介入が基本的には難しい案件であるということ踏まえまして、また町のほうが間に入ることによってかえって隣人間でのトラブルが大きくなるというケースも多々ございます。やみくもに法律相談であるとか、裁判のほうへということ誘導するのではなく、まずは地元のほうで、地域のほうでお話をされたらということも含めたアドバイスを含めましてさせていただいて、近隣で仲よくしていただくというようなことを前提に、アドバイスのほうをさせていただいております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 民法のほうで、これ相隣関係規定というのがあるんでしょうか、私よくわかりませんが、これは明治29年からつくられて、制定されて、今まで120年間改正されたことがないというぐらいのことなんですけども、以前は日本国民、どっこもお互いに助け合えた。互助の精神というか、そういったものが浸透しておりまして、田舎であれば特に隣の人との親睦というのは、いろんな行事等を通じて行われていたと思います。今、人口の移動とか、いろんな社会構造が変化をして、隣の空き地に家がどんどん建ってくると。今まで我が家に植えていた木が、今までは葉っぱが落ちれば近所の田んぼに落ちてかえって肥やしになるぐらいで喜ばれていたようなことなんですけども、それが全然もう変わってきていると。落ちると迷惑になる、枝が伸びると我が家の建物に当たったり、車の上にいるような葉っぱが落ちて困るといったようなことが新たに出てきたんだろうと思います。

そういった中で、町としても法律的に公共団体がそのように個人のことに対して介入するととんでもないことになるというような思いがあるんだろうと思いますけども、そうでなくて、今私もしっかりわからないんですけど、全国的に空き地などにおける雑草とか、そういったものが条例をつくっているいろいろの勧告とかしながら、最終的には町のほうが刈り取ると。そして、その代金は所有者に支払ってもらおうというようなことが各地で行われているようです。国のほうでもこれだけ問題が起きてくれば、多分いろんな取り組みがなされるんだろうと思いますけども、熊野町としてはそういうことは少しは考えておられるのかどうか、そこらあたりをお伺いしたいと思います。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） 今、先ほど空き地というお話が出たかと思えますけども、空き地、空き家につきましては、確かに法律のほうで、空き家に関する特措法ができて、条例等制定して町のほうでということも可能にはなってきておりますけども、あくまでも危険なものの除去であるとか、かなり広い範囲に被害を及ぼすとかいったものが対象になって、かなり限定的なものになるかと考えております。

そういったもので対応できるもの、そうでないささいなトラブル、いろいろなパターンがあろうかと思えますので、そのあたりはできる範囲のことに対しては対応してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 裁判においても、実被害がないとそういった訴えというのは退けられてしまうといったようなことなんで、同じようなことだろうと思います。空き家の中でいろんな木が生えたり、あるいは雑草が隣のうちを迷惑をするといったようなことができるわけですから、もっともっと取り組みをしていけば、同じような状態で物事が進められていけるのではないかと、そのように思うんですが、もうはなからどちらかという今まで私たちも周りの人に聞きますと、ありやもうだめよと、隣から来た枝はとにかく切ったらいけんのよと、根は切ってもええけどというような、そういった認識を誰し

も持っておられるんです。最終的には条例とかそういうものをつくっていただいて、もっとみんなが自由に物が言えるというか、環境が整っていけるような方向をとっていただくが一番いいんですけども、どうしてもそういったことはなかなか我が町からというのは難しいんかもわかりませんが。

できることであれば、以前は、田舎であれば田んぼの草は、あぜの草は下の人が刈っても上の人にあげるんよといったような、もうマナーというか、そういったルールが自然とありました。家の近くへ木を植えるときには、これはいずれ大きくなるんで、迷惑がかからんようにするんよといったような、そういったことも自然と行われておりましたけども、そういったことが最近の、移動人口がふえていかなくは困るんですけども、そういったことをなかなかルールというか、マナーといったら失礼なんですけども、昔ながらのルールといったようなものがなかなか理解されていない。知っていないというような状況ではないかと思います。私の息子などもまだ若いといっても40過ぎなんですけども、ほとんど百姓もしませんし、そういったルールというのもなかなかわかっていないようなことなんで、できればそういったルールというか、越境トラブルについてのキャンペーン、啓発運動というか、そういったものでもつくっていただいて、町民の方に、前もってトラブルが防止できるような方法に取り組んでいただければと、最低限です、そのようにも思っておりますが、そこらあたりはどうでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 堂森生活環境課長。

~~~~~  
生活環境課長（堂森） トラブルになる前にいろいろそういったことを、昔はマナーであったものを最近の方が御存じないとかいうようなことを啓発して、将来のトラブルの防止をしたらどうかということでございますけども、これにつきましては、やはり法的に直接介入することは難しいということは先ほども申しましたけども、啓発といいますか、改めましてこういった、現在トラブルになっておらない物件でありましても、将来的にトラブルのもとになるということも重々考えられます。そういったことにつきましては、広報等を活用しまして、住民に広く広めていきたいというように考えております。  
以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） ありがとうございます。条例でもつくっていただいて、もっともっと強  
力にそういうトラブル防止ができればいいと思いますが、さしずめ今言ったようなキャ  
ンペーンとか、そういったものを大々的というか、ただ広報紙に載せるというだけでは  
なくて、多分たくさんの方が困っておられますんで、もっとわかりやすいような方法で  
それを行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、シニアカーについてですけども、シニアカーの現在使用されておられる方が、  
私が1年ぐらい前に質問に立たせていただいたときは20何名だったろうと思うんです  
けども、先日聞かせていただきましたら15名ということで、逆に減少しているような  
ことなんです。

いろいろ全国的にもシニアカーは高齢者がふえればふえるほど普及していると言われ  
ておりますけども、熊野町の中で介護保険を利用してそれをレンタルで活用されておら  
れる方の人数は把握できる、人数というか台数は把握できるらしいんですけども、一般  
の方が自費で買われたものについては把握できないと。そうはいつでも介護保険を受け  
られている人だけが町民ではなくて、自分で買って乗っておられる人も町民。その人た  
ちも同じように町道を利用されているということですから、できれば台数のほうもわか  
れば把握していただいたり、それからまた利用者がどのような課題というか、困りごと  
というか、そういうものを持っておられるかというのが把握できるような方法があれば、  
もっともっといいアイデアというか、そういったものによって安全というものが図られ  
たり、普及できるんじゃないかと思いますが、そこらあたりのことはどう思われますで  
しょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~  
高齢者支援課長（加島） 台数の把握でございますが、やはり自費で購入された方の台  
数というのはなかなか把握は困難であると思っております。ただ、全国的に見ての台数  
の数ですけど、ちょっと利用台数ではないんですけど、電動車いすの出荷台数というこ  
とで、平成12年度が3万台、これ出荷台数になります、をピークに、その後ふえては  
なくて、徐々に減ってきておまして、平成28年度、昨年度が1万4,846台、ち  
よっと2分の1に平成12年度から比べて減っているというようなデータがございまし

た。

あと利用者の困っていることの把握ということで、アンケート等をとるといふことかなとは思っておりますが、なかなかちょっと一般的にアンケートをとるといふことは困難であると思っております。

ただ、現在利用されている方が、どういういきさつで電動車いすを使われて、どういう目的で、その目的が達成されたかどうか。あと電動車いすをレンタルで使って、何か困っていることがあるかないかというのは、もちろん介護保険のケアプランに位置づけて、毎月きちっと調査をケアマネジャーがしなければいけないようになっておりますので、そのあたりでの把握は行っております。目的はほとんど通院、買い物ということになっております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） ありがとうございます。

平成12年から平成28年まで、半分ぐらいに減っているということですけども、私の立場だったら、多分足が不自由になったら乗るだろうと思います。今なら高齢者が多くなったといってもまだまだ運転できるといったような人が多いんで、これからの課題だろうと思うんですけども、逆に先ほども言わせていただきましたように、道路の安全が図られれば家族も応援してくれる、賛成してくれるだろう。今の状況ではとてもじゃないけど、あんなもんに乗ったらどこで転倒するかわからないといったような不安もありますから、今の私が言っただけではなくて、今の半減したということについて、どのように思っておられますか。

~~~~~

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長（加島） 半減と、全国的な出荷台数の半減であって、熊野町が実際1年前と比べてレンタルは、1年前が25台、現在が15台で10台減っております。減った理由というのはちょっとなかなか分析はしておりませんが、いわゆる町内おでかけ号が走っておりますので、そちらのほう御利用ですとか、やはり電動カー、やはり安全

面で交通事故というのが一番で、車に乗れないからといってすぐに電動カーを使うということではなくて、特に運転免許証の自主返納をされた方などは、現在町内のタクシー会社などが運賃の割引をしたりされてるということもございまして、そういうことを町のほう、うちの高齢者支援課のほうにお尋ねになる方も結構いらっしゃいます。そういうタクシーの御利用ですとか、あとはおでかけ号の御利用というようなところから、電動車いすの利用が減ってきている。実際走行するにはちょっと危険な箇所も多いというのも現実ではあると思いますが、それにかわるおでかけ号等の御利用で減っているのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 減ってる理由というのは難しいと思うんですけども、おでかけ号の論議を今するつもりはありませんけども、おでかけ号で今のシニアカーを利用しようと思う人がカバーできているかといえば、多分どちらかということ、私の思いで言うんですけども、皆さんが数少ない意見で聞いたところによれば、余りおでかけ号は便利がよくないというようなことも言われております。おでかけ号が以前から比べてどれぐらい人数が乗られているか、私もちょっと今把握をしておりませんが、これからはどうしてもやっぱりどんどんとふえてくるんじゃないかと思えます。

交通事故にしましても、シニアカーというのは歩行者と一緒にということなんで、歩行者と歩行者がぶつかりあっても、警察は事故件数で取り上げてくれないということですから、どのような事故が起こっているかもなかなかわかりにくい。

先ほど言われました自動車の自動運転、この前もやっておりましたけども、高齢者が自動運転で買い物へいたり、いろんなことをできるような近未来になるようなことを言われておりましたけども、それはまだまだ先だろうと思えますし、どちらかということまだ信用できないようなことが多いんですけども。そうはいつでも国であればやっぱりそれぐらいの高齢者に対しての手厚い対処というか、対応策を考えておられるということを思いますと、やっぱり町内で一番必要なのは住民の安全、安心ですから、そこらあたりのことをもっともっと強く、道路の整備にしても県のほうに言っていただくような、そんな方向で取り組んでいただきたいと思います。そこらあたりのことで、今私が述べ

させていただいたんですけども、取り組みというのは、新たに何とかというのはできませんでしょうか。

議長（山吹） 貞永建設部次長。

建設部次長（貞永） 立花議員さんの御要望としての県道も含めての道路の整備ということでございますが、まずシニアカー、これにつきまして歩道を通行する場合には段差というものが支障になるかなと思います。これにつきましては、現在社会福祉の観点から、バリアフリー化というのが進められて、バス停の場所などを除いて、歩道と車道の境目に縁石のみを設置して、歩道は車道と同じ高さに、高さ制度にしてというのが一般的になっております。そのため、新たな交差点の改良や道路改良時には、シニアカーなどの利便性を考慮して、歩道のフラット化を進めております。

また、現在段差がある町道の歩道につきましては、工事予算、ちょっと厳しいんですけども、少しずつ段差を解消する工事を進めている状況でございます。県道の歩道の段差の解消につきましては、県に対して改修工事の要望を続けていきたいというふうに考えております。

あと電柱等が支障になるというようなことがあった場合につきましては、道路の拡幅が一番の解消策ではないかと思われましても、建物が張りついている場所については用地を提供していただくことが難航したり、工事に多額な費用を要することもあって、早期の解消というふうには難しい状況でございます。

しかしながら、既設の道路側溝がある場合は、側溝の切り回しを行って、電柱をできるだけ外側に配置するようにして、改善を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ありがとうございます。今言っていたような対策を、工事は割合予算がつけばすぐできるんかもわかりませんが、それにしても高齢化のほうは年々進んでおりますし、できれば早目に計画をつくっていただいて、少しでも、一日でも早く、シニアカーだけではなくて、歩道が安全で通行できるといったような施策を進めて

いっていただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で立花議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時といたします。

（休憩 14時44分）

（再開 15時00分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

2番（竹爪） 2番、竹爪憲吾です。今回は水道事業の現状とこれからについて伺いたいと思います。

先ほどの大瀬戸議員の質問でも問題にされておりましたが、9月の新聞で、水道事業の県統合について取り上げられ、町民の方々も大変関心を持たれていて、水道料金はどうなっていくのかとよく聞かれるようになりました。それにつきましては、先ほどの答弁で了解したところですが、では熊野町の水道事業の現状はどのようになっている、今後はどのようになっているのか知りたいと思い、質問させていただきます。

まず第1に、上水道の普及率はどのくらいか。

第2に、ここ数年の給水量の推移は。また、収益はどうか。

第3に、配水管の漏水事故件数の推移は。また、漏水原因の調査はできていますか。

第4に、配水管の老朽化も心配なところではあるが、それに伴う取りかえ工事の今後の予定はどのようになっているか。

第5に、新築住宅の増加に伴い、配水設備は対応できているかどうか。

第6に、住宅増加に伴い、消火栓について心配であるが、その設備設置基準はどのようになっているか。

以上、6点、答弁を求めます。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 竹爪議員の「水道事業の現状とこれからは」の御質問にお答えします。

熊野町の上水道事業は、これまで健全な経営を保っており、経常収支は黒字で推移しております。今後につきましては、給水人口減少等に伴う給水収益の減少や施設更新事業に係る支出の増加等、さまざまな課題もあることから、効率的に事業を運営することにより、健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 竹爪議員の「水道事業の現状とこれからは」の御質問について、詳細にお答えします。

初めに、平成28年度決算における上水道の普及率は88.6%でございます。

次に、給水量と収益の現状でございますが、昨年度の年間総給水量は約180万立方メートルで、純利益は6,128万9,000円となっております。推移につきましては、過去10年間で申しますと、総給水量は平成22年度を境に給水人口の逡減や節水器具の普及に伴い年々減少傾向となっております。純利益につきましては、平成26年度の新会計制度の適用後における過去3年間の平均で約6,000万円となっております。

続きまして、配水管の漏水事故件数は、過去5年間の平均で年間約20件となっており、過去の発生件数の推移を見ますと、年ごとにばらつきは見られますが、増加の傾向は認められません。主な漏水原因につきましては修理工事の際に原因を確認しておりますが、継ぎ手の老朽化によるものが多い状況となっております。

老朽化に伴う配水管の更新につきましては、現在、熊野団地地区で平成25年度から計画的に老朽管の更新を実施しており、平成34年度の完了を予定しているところでございます。その他の老朽管路の更新につきましては、熊野町水道ビジョンに基づき、施設の重要度や緊急性を考慮した上で、効率的な更新に取り組むこととしております。

また、新築住宅への配水設備の対応につきましては、配水池の能力は、年間総給水量が減少傾向であるため余裕がございます。配水管の能力につきましては、基準に基づき建築戸数に応じた給水量の計算を行い、上水道事業で直接適正な管口径の配水管を布設しております。

最後に、消火栓の設置基準につきましては、消防法の規定に基づく消防水利の基準により、町内の多くの地域では半径120メートル以下ごとに設けることとされております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 質問1の回答について伺います。上水道の普及率は向上しているのでしょうか。推移をお聞かせください。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 本町の上水道普及率の推移につきましては、平成24年度から直近である平成28年度までの5カ年間での推移を見ますと、87.7%から88.6%へと0.9ポイント上昇している状況でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 他の自治体と比較すると、普及率はどうなのでしょう。その差の要因は分析できていますか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 広島県が公表している資料によりますと、平成27年度末の県内自治体の平均普及率が94.3%となっております。9つの町だけの平均値が84.1%となっており、本町としては全県的には若干低い状況にはありますが、町の中では若干高い数値を示しております。

また、この要因といたしましては、全体的に広島市、呉市、福山市等の大きな自治体の普及率が高い反面、中山間地域の町の普及率が低くなっていること、また本町におきましては地下水等が潤沢な地域がございまして、水道整備要望がないこと等に起因して

いる状況でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 質問2の回答についてですが、純利益の平均をお答えいただきましたが、その推移はどのようになっていますか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 新会計制度を適用した過去3年間の純利益の総推移を申し上げます。決算額で申しますと、平成26年度が4,171万2,000円、平成27年度が8,551万円、平成28年度は6,128万9,000円と推移しております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 今後、給水収益は減少し続けると考えられますか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 給水人口と水需要の逡減等に伴って、給水収益の減少は見込まれておりますが、ここ3年間は開発地等の影響もありほぼ横ばい状態で、給水収益が約4億3,000万円前後で推移している状況です。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 参考までにお伺いいたします。1人1日当たりの給水量はどのくらいでしょうか。他の自治体と比較して給水状況はどのようでしょうか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 広島県の資料によりますと、平成27年度の県内自治体の給水量の平均値が1人1日当たり312リットルに対して、本町は1人1日当たり247リットルと低い状況でございます。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） ちょっと計算しますと、65リットルほど平均値より少ないと、熊野町は、ということでございますが、その要因の一つは水道料金が高いため、町民の節水意識が高いからと思われませんが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 竹爪議員御指摘のとおり、水道料金が高いことにより節水意識が高いと考えられます。また、そのために節水器具が普及もされているものと考えられます。また、井戸水併用世帯も多いこともその要因の一つと考えております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） わかりました。

質問3の回答について伺います。古い配水管は布設からどれぐらいたっているのか。またその地域性は。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 古い配水管は簡易水道の時代から約55年経過しているものがありますが、そのほとんどは下水道工事の関連として更新を行っており、ほとんどありません。今のところ、熊野団地が一番管路が古いものが多い状況となっております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） その漏水事故と布設年数との関係はありますか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 過去5年間ほどの漏水事故データをとってその統計によりま  
すと、主に古い塩化ビニール管の接着型の継ぎ手部分から漏水が多い状況があります。  
これによって、漏水事故と布設年数との関連性はあると考えております。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） 現在、漏水増加傾向は見られないということがありましたが、耐用年数  
を超えてくると漏水事故がふえてくるのではという心配がありますが、どのようにお考  
えでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 議員御指摘のとおり、これから法定耐用年数を超えた管路に  
つきましては、漏水事故の可能性は高くなってくるのではないかと予想しております。  
このため、特に漏水時に影響が大きいと思われる管路を中心に、順次更新を行っていく  
必要もあると考えております。それで、現在漏水件数の多い熊野団地地区を計画的に更  
新している状況でございます。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） わかりました。

第4の質問の回答でございますが、熊野団地に次ぐ更新事業の具体的計画はまだない  
ということでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 現時点につきましては、熊野団地の更新事業が具体的計画として位置づけられておりまして、ほかの更新事業の具体的計画はございませんが、その他の老朽管路等更新につきまして、施設の重要度や緊急性を考慮して、実現性のある事業計画を立ててまいりたいと考えております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） 更新の尺度として、施設の重要度や緊急性とありましたが、具体的にはどのようなことをいうのでしょうか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 管径が100ミリメートル以上の管路が漏水等が発生した場合は周辺に影響が多くなることが予想されます。このため重要度が高い施設として、管径100ミリ以上を位置づけをしております。また、地域防災計画により緊急輸送道路、避難所防災拠点に接続する道路の下に埋設されている管路が緊急性が高いものとして位置づけております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） わかりました。

質問5の今度は回答についてでございますが、配水池の能力には余裕があるということでしたが、配水池の能力はどれくらいですか。また、現状の給水量を考え、今現在、能力の何%を使用していますか。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 平成28年度の数値で申しますと、1日当たり配水能力が9,000立米です。対して、1日当たりの平均給水量が5,332立方メートルと配水能力の約6割方を使用している状況で、また1日当たりの最大給水量が6,231立方メ

ートルに対して、約7割程度を使用している状況となります。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） わかりました。

続いてですが、開発住宅申請件数は、ここ数年の推移はどのようになっていますか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 熊野町開発地の給水事務取扱要綱の基準に該当する宅地造成等に係る開発申請が、平成24年度に1件、平成27年度に3件、平成28年度に2件、その合計住宅戸数は計93戸となっております。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） そのぐらいの件数でしたら、配水池の能力の限界に達するおそれはないと理解してよろしいでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 配水能力の限界に達する問題はないと考えております。

~~~~~

議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~

2番（竹爪） ありがとうございます。

続いて、質問6の回答についてですが、住宅地の開発に対する消火栓の設置は適切に行われていますか。

~~~~~

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~

上下水道課長（寺垣内） 住宅開発地においては、新たに配水管等を布設する必要がある場合、消防水利の基準に照らし合わせまして、必要と判断される箇所について消火栓を設置することとしております。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） それでは、今まで答弁いただいたことを踏まえて、水道事業に収入減の傾向があり、設備の更新費用、新設費用を考慮して、今後も健全な事業運営ができるかの見通しをお答えいただきたいと思います。

議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

上下水道課長（寺垣内） 昨年度策定いたしました熊野町水道ビジョンに基づいて、人口減少による給水収益の減少を踏まえた上で、無理のない現実的な更新事業計画を立てることにより、今後も健全な事業運営を行っていく所存でございます。

以上です。

議長（山吹） 竹爪議員。

2番（竹爪） そのようにお願いしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、1番、尺田議員の発言を許します。尺田議員。

1番（尺田） 1番、尺田でございます。本日は通告に基づき、2点の質問をいたします。

最初に、町税の滞納対策についてでございます。税金の滞納は納期内に納税いただいている方との不公平性を欠くものでございます。しかし、個々の家庭の経済状況や事情により、納税の意思はあるが納期内に納税することが難しいという納税者に対しまして

は、やはり猶予を与えるべきではなかろうかと思いますが、中には故意に納税しない悪質な滞納者もいると伺っております。そのような悪質な滞納者に対して不満を持っている優良の納税者も多くいるという事実もございます。公平な納税かつ安定した行政サービスを町民へ供給するための財源確保のためにも、近年における納税状況と滞納者への今後の対応について質問いたします。

次に、2番目の質問でございます。熊野町における国際交流事業についてでございますが、この国際交流事業は平成25年度よりスタートしておりますが、予算の執行率は、平成25年度は約38万円の予算に対しまして32%、26年度は約26万円に対して33%、27年度は19万円に対して12%、28年度につきましては45万円に対しまして24%となっております。

毎年度予算が少ない上にこれだけ低い執行率が毎年続いているのかと思うと、しっかり計画性をもって本気で実施している事業なのかと疑問を持たざるを得ません。国際化が進む中で将来的にこの事業は重要なものの一つだと考えております。

以上のことから、これまでの国際交流事業の実績と効果、今後の取り組みと方向性について質問いたします。

以上、2点につきまして、執行部に対し詳細な答弁を求めます。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 尺田議員の二つの御質問、「町税の滞納対策について」と「熊野町における国際交流事業について」の質問にお答えいたします。

まず、1番目の町税の滞納対策についてでございますが、税金は、一人一人が応分の負担をすることにより、町が執行する生活基盤整備、医療、福祉、教育など、町民の生活や産業の振興など、まちづくり全般に要する経費の一部を賄っている大切な財源であります。したがって、滞納は税負担の公平性の観点からはもとより、財政運営の面におきましても重要な課題であると認識しております。

議員御質問の近年における収納状況及び滞納者への今後の対応に関する詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

次に、2番目の御質問、「熊野町における国際交流事業について」お答えいたします。

本町の国際交流事業につきましては、岩国米軍基地家族の筆まつり来訪支援、ホーム

ステイ受け入れ支援、留学生の筆体験支援などを実施しております。熊野町を通じて、日本の書道文化のすばらしさを感じていただけるよう、交流の促進に取り組んでいきたいと思っております。

詳細につきましては、企画担当部長から答弁をさせます。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） 尺田議員の1番目の「町税の滞納対策について」の御質問に、詳細にお答えをいたします。

まず御質問の1点目、近年における収納状況についてお答えをいたします。本町の町民税、固定資産税、軽自動車税の町3税の、平成24年度から平成28年度までの直近の5年間の収納率は、現年度分が98.63%から98.91%、滞納繰越分は23.78%から27.73%の間で推移をし、この5年間の平均収納率で見ますと、現年度分は約98.8%、滞納繰越分が約26.2%となっております。

国民健康保険税に関しましては、同様に、現年度分が94.77%から95.53%、滞納繰越分が25.97%から33.3%となっており、5年間の平均では、現年度分が約95%、滞納繰越分は約29.9%という状況でございます。

また、これを広島県内市町の5年平均と比較いたしますと、町3税におきましては、現年度分が0.1ポイント低く、滞納繰越分では平均レベル、国民健康保険税に関しましては、現年度分で4.0ポイント、滞納繰越分で10.1ポイント、それぞれ上回っているという状況でございます。

続きまして、2点目の滞納者への今後の対応でございますが、納期限内に納付がない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送し、さらに納税がなく1カ月経過いたしますと、納付催告、財産調査予告、差し押さえ予告、最終警告等といった段階的な催告を行っております。また、この間、財産調査とともに、分納計画などの納税相談の機会を設けるなどして納付を促します。財産があるにもかかわらず納付相談に応じない人、または分納の約束を守らない人等には、預金、保険、不動産、動産等の差し押さえを執行いたします。

町といたしましては、今後とも、滞納が出ないように、納付機会の拡充、事前の納税相談、徴収強化月間の実施等、納税意識の高揚に努めてまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 尺田議員の2番目の「熊野町における国際交流事業について」の御質問に、詳細にお答えをいたします。

本町におけます現状の国際交流事業でございますが、国際交流に関する地域協働のあり方を考えるきっかけづくりとして、広島にお越しの外国人の方に、筆産業、筆文化を体験いただき、伝統文化に触れていただくことを目的として実施しております。

今年度の取り組みでございますが、岩国米軍基地家族の筆まつり来訪者27名に対し、会場案内を行ったところでございます。また、外国人留学生を対象とした筆文化・書道体験交流事業としまして、広島県留学生活躍支援センターに御協力をいただき、10名の留学生に熊野高校書道部と一緒に書道体験を行っていただきました。広島市から本町までのバスの借り上げや、掛け軸など作品制作用品の提供を行ったところでございます。広島東ユースクラブ国際交流会では、書道体験のために書道用品の提供をいたしました。これへの参加は17名でございました。一般財団法人日本国際協力センター主催の「対日理解促進交流プログラム」では、13名の外国人の方が本町にお越しになりました。筆の里工房の入館料やお土産用の熊野筆を提供するなど、その受け入れ家族に対する支援を行ったところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） まず、質問に入らせていただく前に、本町の収納率というものが高い位置で推移しておるということに対しまして、担当職員等々の日々の努力というものに対して敬意を表するところでございます。

先ほどの答弁の中にもございましたが、過去5年における収納率は、3税の現年においては県平均からすると0.1ポイント低いということがわかりましたが、滞納額とその割合についてどうなっているのか、お願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 滞納額とその割合についてはどうかということですが、滞納額も、滞納額の5年平均を試算しますと、3税の現年分が2,803万8,000円、滞納繰越分が6,544万9,000円、国民健康保険税の現年分が2,899万1,000円、滞納繰越分が6,617万6,000円となっております。割合で見ますと、いずれも現年分が30%、それから滞納繰越分でございますが、70%の滞納割合となっております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 現年分の調定未済額が翌年の繰越分に加算され、各年の滞納繰越分の割合が多くなり、全体の収納率を下げている要因となっていると感じておりますが、滞納者の割合と滞納額は、滞納者1人当たりどれぐらいの負債を背負っておるのか、お願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 納税義務者ということ、まずそのことなんですけれども、これは各税におきまして課税客体というものが変わってまいります。固定資産税ですと共有者もございまして、町外在住者等もいらっしゃいます。それから、国民健康保険税ですと、納税者は世帯主ということになります。納税義務者の実数を出すというのが非常に困難ではございますけれども、ある程度ではございますけれども、一つの考えといたしまして、熊野町にいらっしゃる住民の方、住民税がかかっておられる納税義務者さんを母体といたしまして、各税の納税義務者の割合をちょっと上乘せするといったような考えで試算をいたしますと、直近の平成28年度で申し上げますと、納税義務者が約1万6,000人程度と考えております。そのうち滞納者が約910人程度と考えております。割合で申しますと、約5.7%が滞納者であると考えております。

また、滞納額全体で申しますと約1億8,500万円でございますので、1人当たり

に換算いたしますと、大体約1万ちょっとぐらいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 今の答弁から、約94%の優良納税者の方々が約1億8,500万円の不利益というものが生じておるという事実をちょっと重く受けとめていただきたいと思います。

滞納額の税目割合でいえば、何の税が多いのか、そのあたりをお願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 滞納額の税目割合で何税が一番多いのかということでございますけれども、直近の平成28年度決算で申し上げますと、現年の町民税が1,160万、割合でいいますと21.8%、固定資産税が1,666万円、31.3%、軽自動車101万2,000円、これが1.9%、国保税が2,323万3,000円、割合が43.6%、滞納繰越分の町民税が2,705万5,000円、20.5%、固定資産税が3,725万7,000円、28.3%になっております。軽自動車192万3,000円、割合が1.5%、国民健康保険税、これが6,425万円、割合で申し上げますと48.7%となっております。現年、滞納繰越分ともに、国保税の滞納割合が4割程度で一番多くなっております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません。国保税につきましては、やはり分母が大きいということで、当然こういう数字になるんだろうなということがわかりますが、国保税の滞納額が大半を占めているという原因なり気にはなりますが、またのときに、今回の質問とそれてしまいますので、またのときにお伺いしたいと思います。

先ほど納税義務者が約1万6,000人、そのうちの約5.7%ということで滞納者が

900名程度ということがわかりました。滞納は各家庭、個人でさまざまな原因があり、督促や各種催告を行っているようでございますが、それでも納付に至らない人もいます。いわゆる悪質な滞納者と考えられますが、どのような分類をし、またその人数はどれぐらいの割合を占めているのか、お願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 悪質滞納者をどのような分類をしておるのか、それからその悪質滞納者は滞納者のどれぐらいに当たるのかという御質問でございますけれども、悪質滞納者につきましては、財産があるにもかかわらず納付相談に応じず、また納付、納入、分納等をされない方、それから分納等の約束をされても不履行を繰り返すといった方を悪質滞納者というふうに考えております。その割合といたしましては、1割弱程度いらっしゃるかと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 悪質滞納者ということで1割弱という答弁でございましたが、中には納付相談に応じられて分納申請をされて、1回目、2回目は納入するけど、その後は故意に納入しないという方もいると伺っております。そういった方はこの1割弱の中に入っておるのでしょうか。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 議員御指摘のとおり、悪質滞納者の中に、その1割弱の中に入れておるように考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番(尺田) それでは、一部の滞納者によって税負担の不公平が生じないように、滞納者に対してどのような対応を行っているのか。また、悪質な滞納者に対して処分や件数等どうなっておるのか、お願いいたします。

議長(山吹) 立花税務課長。

税務課長(立花) 悪質な滞納者に対してどのような処分をしているのか、それから件数等はこういったものになっているかという御質問でございますけれども、ほとんどの方が納期内納付された方でございます。この方と公平を保つために、まずは督促をいたしますので、督促手数料100円、それから納付したまでの遅延日数によりまして延滞金というのを徴収しております。それから、各種催告書を送付し、あとは金融機関であるとか、官公庁の公簿で財産調査をして、財産が確認でき次第、それを差し押さえし、換価するというような処分を行っております。

それから、処分の件数等でございますけれども、直近の平成28年度で換価したものの、それから差し押さえ中のものも含めると、不動産、これが29件ございます。それから預貯金でございますが、これは39件、それから生命保険でございますとか火災保険、これについては31件、それから売り掛け等については9件、それから給料、給与、これについては18件、あと電話加入権でございますけれども、4件ございます。それから、そのほかといたしまして、太陽光の余剰購入代金等につきましては11件、計141件の差し押さえ処分をしております。金額で申しますと、1,052万328円の処分金額でございます。

以上でございます。

議長(山吹) 尺田議員。

1番(尺田) ありがとうございます。

地方税法第18条におきましては、消滅時効というものがございます。地方税の徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅しますということがうたわれておりますが、時効になった過去5年の平均人数というのはどのようになっているのか、お願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 時効になった過去5年間の平均人数はということでございますけれども、時効を迎えるというものは執行停止、いわゆる財産等が見当たらない、それから住んでおるところがわからない、両方ともわからないといったような執行停止をするわけですが、その執行停止期間中に時効を迎えるものが、時効のほとんどであります。それで5年平均で申し上げますと、延べ817件、延べ136人であると考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 延べ136人ということでございましたが、このうち悪質な納税者の数というのは、大体どれぐらいの割合を占めておるのか、お願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） その136人の中で悪質滞納者が何人ぐらいいるのかという御質問でございますけれども、悪質滞納者の方につきましては、定義といたしましては財産があるにもかかわらず納付、納入されない、納付相談にも来られないというような考えを持っております。それで、財産があるのであればほとんどのものが差し押さえ、差し押さえ中のものもございしますが、看過をしておるものも多くございます。そういった形の中で申し上げますと、この136人の中で悪質滞納者というのはほとんどいらっしゃらない方とっております。先ほど申し上げました執行停止の要件といたしまして、財産がない者、住んでおるところがわからない者、両方がわからない者といったことありますから、財産がどうしても隠されておるとか、そういった悪質な者につきましては、なかなか調査し切れないところもございしますが、うちといたしましては136人の中にほとんど悪質滞納者の方はいらっしゃらないものだというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません、今の答弁、少し疑問を感じるようなところも私あるわけですが、それでは、時効目前の滞納者とそうではない滞納者への対応につきまして違いはあるのか、差別化をした対応をしておるのか、そのあたりについてお伺いします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 時効を迎えるのに余裕がある方、それからもう間もなく時効を迎える方の対応の違いということでございますけれども、大きなものについて違いはございません。実際問題、滞納をされた方につきましては、各種催告書を出して、それからそれに応じられない方についてはいろんな財産調査、見つければそれを差し押さえるといったものでございます。時効直前になりますと、すぐになかなか財産というものは見つかりませんので、時効を見ながら財産調査を繰り返す、また直接本人にお会いしたり、それから住んでおられるとこ、場合によっては、余りよろしくはないかもしれませんが、職場等へ訪問してお話をするといったこともございます。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 違いはないという先ほどの回答でございましたが、時効を迎えると回収するなり、請求することがもうできなくなります。それに対するあせりというものが感じられません。何かしらの差別化をして、もうちょっと強い対応なり、アクションなり起こしていただくことが、優良納税者に対しても示しのつく対応だと思っております。

それでは、お伺いしますが、差し押さえの件についてですが、預貯金、保険、動産、不動産なり、差し押さえるという話がございましたが、何から先に、どのような順序で差し押さえていくのか、お願いいたします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 差し押さえ処分の順序でございますけれども、まずは預貯金の調査をさせていただきます。なぜかと申しますと、換価性が高いものでございますから、それをまず一番に調査をさせていただきます。それであれば差し押さえ等の処分をさせていただきますんですけども、それがなかなか金額が余らないということでございましたら、預貯金等の出し入れから保険、それから給与が入っておるんであれば給与、そういったものを見つけ次第、差し押さえ処分等をさせていただいております。順番ということでございますけれども、換価性が高いものから差し押さえをさせていただいておるといった順番になるかと思えます。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） わかりました。財産調査において、預貯金の調査というのは時間がかかるものだというふうに私は考えております。そういった中で、そういった調査をしている間に、例えば自動車を差し押さえるなり、そういった物品を先に差し押さえるというのも手段の一つではなかろうかと思えます。また、催告なり、常日ごろ行っておるとは思いますが、このサイクルというものを、今あるものよりもう少し短くすることが可能であれば、そのようにしていただけたらと思えます。

最後にこの質問で1点お伺いしますが、約900人ほど滞納者があるということでございました。これに当たる職員、担当職員の人数なり、教えていただけたらと思えます。お願いします。

議長（山吹） 立花税務課長。

税務課長（立花） 滞納関係についての担当職員という御質問でございますけれども、税務課の中に、課内室ではございますが、収納推進室というものがございます。室長初め、管理係といたしまして税金の出し入れを確認する職員が2名、それから議員の御質問にございました直接滞納処分をしておる職員でございますが、2名でやっております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 滞納処分を実行するといいますか、その対応をする職員が2名ということでしたが、やはりこういった滞納なり、回収するにはやはり足というものが必要になってくると思います。また、差し押さえるまでに膨大な資料というものを、何月何日にこういう督促を送りました、訪問しました、電話をしましたという、そういった膨大な記録をとって初めて差し押さえというものができるといふふうに私は思っておりますが、果たして2名で本当に対応できておるんだらうかということと、時効になった方が136名という話でしたが、もう少し人数がいたら取りこぼしというものが少なくなるのではなからうかなというふうに思っておりますが、そのあたり人員の数ということについてどのように思っているのか、お願いいたします。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） もう既に県が公表してるんで御承知と思うんですけど、本町の普通会計における職員1人当たりの住民管理数というのは、県下で一番多くなっております。したがって、各部門で多少の差はあるにしても、1人の職員が多くの業務を持っているというのが実態であります。これ税務に限らずということでございます。

そして、一方で人員の今からの採用計画というのを持っているわけですが、これは28年から32年までの今5カ年の計画を持ってありますが、それ以前の5年間の計画の160名という定員を引き継ぐということにしております。したがって、基本は退職者数に見合う新規採用職員を雇っていくという格好になると思いますので、ある部署の職員を増員するということになると、別のセクションの人数を削らなくては行けないと、こういう実態があるわけでございます。

したがって、今おっしゃいます毎年ヒアリングを行いまして、職場の中で人員が足りないというのはよくわかってるんですが、まず組織体制の見直しとかでカバーができるかどうかというのを担当と協議をする。また、今グループ制を引いておりますので、業務をシェアというんですかね、業務をたすき掛けにして、助け合っってその補完をするこ

とでそういう人員減をカバーできないかというのも考えた上で、なおかつ住民サービスが例えば低下をするとか、今おっしゃいましたように、行政の執行能率が下がっているんじゃないかと、こういうことがあった場合に人員調整をするという、そういう決定の仕方をしております。

ここで税務職員の人数をどういうふうにというのは、今ちょっと明確にはお答えはできないのですが、そういった基本精神で人員のほうは調整しております。よくよく税務の話も今年度、年があけたら聞くようにしたいというふうに思っております。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） それでは、こういった滞納対策ということで、差し押さえの早期着手、給与の差し押さえの強化、電話、文書での催告の強化、また財産、換価のための動産、不動産の公売というものも今後実施していくべきではなかろうかと思ひまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、国際交流事業についてでございます。

まず、確認なんです、先ほど企画担当部長よりこの事業の目的の説明がございました。この事業の目的で、広島にお越しの外国人の方に筆産業、筆文化の体験をいただき、伝統文化に触れていただくことを目的としますという答弁がございましたが、熊野町には国際交流振興事業補助金交付要領というものがございます。この要領については、この国際交流事業をもとに策定されておるものだと私理解しておりますが、この補助金交付要領の目的の中で、国際的な人材の育成に寄与することを目的とするというものも入っているわけなんです、このことも国際交流事業の目的の中に入っているのか、その確認をお願いいたします。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 熊野町国際交流振興事業補助金交付要綱でございますが、平成10年に策定されております。これの補助要綱に載っている事業でございますが、日中交流協会事業ということで、この要綱については限定されているところでございます。よって、平成14年度以降は、この要綱に沿った補助金の交付は行っていないという

ところでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） わかりました。

それでは、予算のことについてお伺いしますが、近隣市町と比較して本町の予算というのはどういうものなのか、答弁をお願いいたします。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 本町の今年度の国際交流事業予算は44万8,000円でございます。近隣町の取り組み状況でございますが、府中町が120万、海田町が200万、それぞれ府中町国際交流協会、海田町国際交流協会へ補助金として交付されております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 熊野町の予算、どうしてこんなに低いんだろう、他町と比べてと。この予算じゃあ国際交流というものが何ができるのかなというふうに疑問を持っておるわけでございますが、過去3年間、米軍基地ファミリーに筆まつりの体験をしてもらっておるようでございますが、なぜ近隣の市町ではなく、近い、岩国は近いといえは近いんですが、なぜ岩国米軍基地のファミリーと交流をしておるのか。また、そしてそこにどのような効果がこの3年間であったのか、そのあたりについてお伺いいたします。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 岩国米軍基地家族との交流でございますが、過去に実施いたしました事業におきまして、アジア圏の方の参加が多くございました。それによりまして、欧米圏の方との交流を模索する機会がございまして、その際、旅行業者とも相談いたし

まして、岩国米軍基地家族との交流が始まった経緯がございます。

今現在、岩国米軍基地家族の方につきましては、筆まつりへ参加いただいております。これにつきましては、地域振興課職員がまつりの会場案内をしているということにとどまっておりまして、この事業におきまして、直接的に町民の方と触れ合うというような交流事業は行っていないところでございます。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 実施しております内容なり、詳細に説明いただきましたが、今聞かせていただいた内容で、どのような効果があったのかということをお伺いしております。効果のほど、どのように評価しておられるのか、そのあたりについてお願いいたします。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 直接的に町民と触れ合った交流事業を行っていないということで、評価の効果というのはちょっと測定のしようがないところではございますが、今後、国際交流事業を拡大していくに当たりまして、窓口の一つになっていただければいいかと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） ぜひ効果のあるようなものを企画し、実施していただきたいと思っております。先ほど過去の事業においてはアジア圏の方が多くいらっしゃるという話ではございました。アジア圏の方ももう少し大事にさせていただけたらと思っております。

町長は筆の里工房周辺の開発を行うに当たりまして、広島市の平和公園、呉市大和ミュージアムと連携したいとよく語っておられますが、その構想の中には当然インバウンドへの対応を考えられておると思っております。現在、筆の里工房への外国人来館者の推移はどうなっているのか。また、本町の在留外国人の推移とその国籍、人数なり、おおむね

でよろしいのでお願いいたします。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） まず、筆の里工房への外国人来館者数でございますが、平成26年度が78人、平成27年度178人、平成28年度269人となっております。

それから、本町の在留外国人数でございます。各年度末の数値で、平成26年度が139人、うちフィリピン人が37人、中国人の方が32人、韓国人の方が25人、平成27年度162人で、うちフィリピン人の方が46人、中国人の方が36人、ベトナム人の方が28人、平成28年度が177人で、中国人の方が44人、ベトナム人の方が35人、フィリピン人の方が34人となっております。

以上でございます。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 済みません、国際交流に当たりましては、まず遠くといいますが、岩国米軍基地の方々よりも、まず足元にいるアジア系の方々との交流というのも今後考えてもらえないかというふうに考えております。といいますが、筆の里工房に来館しているの方々、欧米の方もいらっしゃいますが、やはり中国なり、東南アジア系の方々も大分多いという方もいらっしゃいます。そういった観点から見ても、今後、欧米の方も大事とは思いますが、そういった東南アジアの方々、特に在留外国人の方々とは何かしら交流なりを持てるような事業展開というものをお願いしたいと思っております。

最後でございますが、例えばこの国際事業でございますが、今後、国際的にも活躍できる子供を育成していくために海外留学に対する支援であるとか、多くの町民が国際交流を体感できるようなイベントなどを実施することはできないのか。また、近隣市町にあるような国際交流センターのような施設なり、基礎組織といいますが、集団の設立というものは視野に入れておるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 本町におけます国際交流事業でございますが、先ほどありましたように、本町へお越しの外国人の方に筆産業、筆文化を体験いただき、伝統文化に触れていただくということを目的として取り組んでいるところではございますが、今後、議員御指摘のとおり、町民の方が外国人の方と交流する機会はふやしていく必要があるかと思っております。

ただ、今現在海外留学支援でございますとか、国際交流センター建設という計画はないところでございますが、町内で国際交流に積極的に取り組んでいらっしゃる団体、個人の方がいらっしゃいます。そういう方々と連携を深めながら、事業の拡大に取り組んでまいっていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） 済みません、時間も迫っておりますので、これが最後の質問にしようと思っておりますが、町内へホームステイをされているということで、それに対する助成を行っているということを伺っておりますが、これについて直接ホームステイといいますが、ホストをされる家に対して直接助成などは行っているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。筆の里工房の入館料なりを助成しておるといことは伺ってはおりますが、直接の支援がどうなっているのか、そのあたりをお伺いします。

~~~~~

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西岡） ホームステイ支援事業でございますが、町の支援内容でございますが、来られた留学生の方等の筆の里工房への入館料を負担しております。また、参加者の方に記念品といたしまして熊野筆を贈呈しているところでございまして、直接的な支援、受け入れ家族に対する直接的な支援というわけではございません。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~

1番（尺田） 外国の方をホームステイとして受け入れられる場合については、食費もかかれば交通費なりかかります。せっかく町民がこういったものを受け入れ実施しておるということで、直接的な支援なり、そういったものも今後考えていただけたらと思います。

この国際交流というものに関しましては、どんどんこれからも町民が外国の方とかわる機会がふえてくると思います。そういった中で、外国から来られた方に対して免疫というか、そういったものをやはり身につけてほしい、来ていただいた外国の方にも喜んで来て帰っていただきたいというふうに私は思っております。ますますのこの国際交流事業というものについて、ますます執行部としましても盛り上げて、しっかり企画して行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

~~~~~

議長（山吹） 以上で尺田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 16時16分）